

2023 年

福島県浜通り聞き取り調査報告書



早稲田大学東日本大震災復興支援法務プロジェクト/復興支援クリニック

2023年福島県浜通り聞き取り調査報告書

2024年 月 日

早稲田大学東日本大震災復興支援法務プロジェクト/復興支援クリニック

目次

第1章	はじめに	1
第2章	調査行程表	3
第3章	原発訴訟原告への聞き取り調査	4
第4章	原発事故被災地の現状 ー復興の現状と次世代への教訓ー	11
	1. 原発事故と土壌	11
	2. 被災地企業の復興状況と教訓	11
	3. 原発被災自治体の保健行政	21
	4. 原発被災地における一次産業	24
	5. 震災遺構等	28
	6. 被災地における新たな事業	31
第5章	帰還困難区域（浪江町津島地区）	34
	1. 調査概要	34
	2. 参加学生の感想	34
	3. 学生による座談会 ～避難住民の「問い」に法曹を目指す我々はどう答えるか～	39
第6章	おわりに	43

第1章 はじめに

「早稲田大学東日本大震災復興支援法務プロジェクト（以下、法務プロジェクト）」(代表・大学院法務研究科教授、須網隆夫)は、2011年3月11日の東日本大震災発生直後に誕生した。早稲田大学本部は、未曾有の大震災に対し、大学が、震災からの復興に直接貢献することを目指し、学内に広く復興に係る研究プロジェクトを立ち上げるよう呼びかけるとともに、震災復興を目的とする実践的研究プロジェクトに研究資金を提供する制度を創設した。法務プロジェクトは、早稲田大学法科大学院・法学部の法学教員有志が、この呼びかけに応じて、立ち上げた研究プロジェクトである(初代代表、浦川道太郎法学部教授・当時)。そして、翌2012年3月、当時、福島県二本松市の男女共生センターに仮庁舎を置いていた浪江町役場で、馬場有浪江町長(当時)にお会いしたことから、福島県の原発事故被災地の自治体との係わりが始まった。

法務プロジェクトは、当初から、その活動に法科大学院生を参加させて来たが、法科大学院生は、2016年度からは、「震災復興支援クリニック」(以下、復興支援クリニック)として活動し、2019年度まで、毎年9月に福島で数日間の現地調査を行ってきた。しかしながら、2020年1月からの新型コロナウイルスの感染拡大に起因する行動制限により、2020年度と2021年度は、現地調査の実施を断念せざるを得ず、オンラインにより活動せざるを得なかった。しかし2022年度からは、移動制限も解除になったため3年ぶりに調査を再開し、2023年度も9月26日から28日の3日間に渡り、法科大学院生・修了生・教員、合計16名の参加によって実施した。参加者は、その問題関心に従って、複数のグループに分かれて、各所で聞き取り調査を行った。本報告書は、それらの調査結果をまとめたものである。

本報告書は、序章以下、次のように構成されている。第2章は調査工程表であり、調査の概要を記している。第3章は、原発訴訟原告への聞き取りである。今回の調査では、東電を被告とする複数の訴訟の原告の方々からお話しをお聞きすることができた。震災に伴う様々な被害とともに、皆さんがどのような思いで訴訟の原告となり、何を訴訟に求めているのかを感じることができたのは、法曹を目指す学生たちにとって貴重な機会であったと思う。第4章では、浪江町及び南相馬市で行った聞き取り調査により、原発事故被災地の現状を様々な角度から検証した。被災地の状況も様々であり、現地に行かないと分からない多くの事実を知ることにより、学生が現場へ行くことの重要性を感じた様子が窺える。第5章は、同じ浪江町でも、依然として避難指示が解除されず、除染も一部を除き行われていない、津島地区の帰還困難区域の調査結果である。津島地区での聞き取りは、2022年度に続く2度目であったが、今年も避難指示が解除された地域とは全く異なる現実が存在することに改めて気づかされた。学生たちが、そこで何を感じ、何を考えたかを第5章は示している。彼らが、考えを深めることができたのも、一日津島を案内して頂き、学生との議論に応じて下さった、津島の皆さんのおかげである。

未筆ながら、日々の業務・生活に忙しい中、聞き取り調査にご協力頂いた、福島県双葉郡浪江町、双葉町及び南相馬市の自治体・住民・事業者・NPO・医療関係者の方々、そして温かく迎えて頂いた宿泊先の「いこいの村なみえ」(浪江町)の皆様に、心より御礼申し上げます次第である。原発事故後、既に13年が経過しましたが、被災地・被害者の方々にとって復興はなお道半ばである。本報告書が、原発事故被害者の皆さまにとって、何がしかの意味がある部分があれば幸いである。

第2章 調査行程表

1. 調査概要

調査日：2023年9月26日（火）～28日（木）

調査地：福島県浪江町をはじめとする福島県浜通り地域

参加人数：教員2名、修了生1名、学生13名

2. 行程表

9月26日（火）

東京発いわき着

広田法律事務所において弁護士に原発訴訟について聞き取り（全員）

各グループに分かれ、原発訴訟原告（金井氏、早川氏、小野氏）に聞き取り調査

一部グループは、双葉町役場健康保険課、双葉町診療所に聞き取り調査

いこいの村なみえにて宿泊

9月27日（水）

まちづくりなみえ町内視察ツアー参加（全員）

各グループに分かれ、浪江町内外で聞き取り調査

土壌班：環境省福島地方環境事務所広報

企業班：浪江町役場産業振興課、NPO法人コーヒータイム、あぶくま信用金庫
浪江支店、中間貯蔵施設

行政班：国分氏、浪江町役場健康保険課

一次産業班：NPO法人Jin、柴栄水産、請戸小学校、先人の丘、大平山霊園

いこいの村なみえにて宿泊

9月28日（木）

帰還困難区域（浪江町津島地区）立ち入り調査

一部は、道の駅「南相馬」、株式会社鈴木酒造、朝田木材産業、ナミエシンカにて
聞き取り調査

福島発東京着

第3章 原発訴訟原告への聞き取り調査

1. 福島原発避難者訴訟 金井直子氏

(1) 調査方法

広田法律事務所（いわき市）の会議室をお借りして、対面による聞き取り調査を行った。

(2) 震災前の状況と震災による影響

檜葉町を生活の場として自宅を構え、震災当時は民間企業に勤めていた。震災による避難生活が長期化する中で、避難先であったいわき市へ居を移すことを決め、現在はいわき市に居住する。

(3) 聞き取り内容の要旨

原発事故は、甚大な被害をもたらした東日本大震災からの復興を百年単位で阻害し、多くの被災者の人生を不可逆的に狂わせた。しかし、原発の存在が地域に深く根付いていたことも事実である。

浪江町、津島地区など、本実地調査で赴いた地は大都市部と比べ地縁・血縁が非常に強く、住民は互いに顔見知りの間柄であった。東京電力への就職は一種のステータスであり、被災地域出身の就職者が多かったほか、東京電力もまた地域に受け入れられるよう精力的に活動していた。福島の各地域に勤務する職員やその子供と住民との関係は馴染みの家族のようなものであり、事故以前から東京電力と被災者が敵対関係にあったわけではない。また、事故後においても被災者が責任を追及しているのは会社としての東京電力であって、東京電力に就職した個人ではないことから、現在の原発訴訟は 東京電力 対 被災者 として全面的に対立しているとの理解も正しいとはいえない。

(4) 聞き取り調査を経て得た教訓

調査全体を通して共通する事柄ではあるが、被災者は必ずしも東京電力から多額の賠償金を引き出したいのではなく、遣り切れない思いを受け止めてほしいと願っているように感じられた。生まれ育った地元を終の棲家と定めて当たり前の日々を暮らせたはずと、慣れ親しんだ風に吹かれながら穏やかな人生を送れたはずと、誰もが悔しさを滲ませていた。

震災は身近な存在、大切な存在を突如奪うとの意味で甚大な被害をもたらすが、大規模であるほど広範囲の地域社会を根底から破壊するとの意味でも甚大な被害をもたらす。復興支援とは物的・金銭的な支援を行えば足りるものでなく、被災者の感情を受け止め地域社会を再生させなければ歪な形となるように思われる。

2. 福島原発事故避難者訴訟 早川千枝子氏

(1) 調査方法

宝鏡寺伝言館（双葉郡檜葉町）にて、対面で聞き取り調査を行った。

(2) 聞き取り内容の要旨

早川千枝子氏は、宝鏡寺の住職をつとめた故早川氏（以下、「早川住職」とする。）の妻である。早川住職は、原発が福島県に建てられた当初から、原発の危険性について訴えていた。一方で、多くの町民は、原発設置に伴い原発関連の仕事が増え、町も豊かになったことからとても喜んでいて。そして、早川住職の訴えは聞く耳をもたれないまま、原発が建設され稼働するようになった。

福島第一原発が稼働しはじめた後も、早川住職は、津波がきた際に発生する可能性がある原発事故の危険性を主張し、何度も国や電力会社に安全性の見直しをするように働きかけてきた。しかし、それらの主張が受け入れられることはなかった。

そして、早川住職が恐れていた津波による電源喪失の結果、福島第一原発事故が発生してしまった。早川住職は、福島第一原発事故後に、自分の主張を聞き入れ、少しでも危険性を見直していれば、このような事故を防ぐことができたはずであると嘆いていたとのことであった。

早川氏は、震災当時、障害者支援施設に勤めていた。そして、その施設に入所している人とともに、いわき市に避難することになった。

時が経ち帰還困難区域は解除され、戻ってくるできるようになった。しかし、近所にいた人と気軽にお茶をしたり、話したりといったような何気ない日常は戻ってくることがなかった。なぜならば、元あったコミュニティに属していた人はほとんどいなくなってしまったからである。

そして、多くの若者が除染作業に従事するために、短期的に早川氏の住む地区の周辺にも住居を構えるようになった。しかし、そのような若者たちは、単身者であり、その地で家族を持つ人は全くいなかった。

以上のように、元々地域のコミュニティに属していた人はいなくなり、若者で定住する人もいずれはいなくなる。また、竜田駅には、震災後に新たに駅舎が建てられた。しかし、その設備は、若者ならば容易に使うことができるが、年配者や小学生などには操作面や設備の使用に必要な身長の高さから難しいものであるとのこと。このような状況を受けて、早川氏からは、将来の町がどうなるか大変不安であるという発言があった。

早川氏自身は、今後は、自分にできる範囲で、震災や福島原発事故のことを伝えるなどして過ごしていく予定であるとのことであった。



(3) 聞き取りの感想

津波が到達した際のリスクを改善するように働きかける動きはあった。しかし、この働きかけの中心を担っていた早川住職の言葉は東電や国には空しくも聞き入れられなかった。法は、このような動きを支援することはできないのであろうか。また、弁護士は、この働き掛けを支援することはできないのだろうか。

早川氏から、町の現状を伝えていただき、避難区域の設定が解除され、多くの住民が戻ってきたという以上の情報を自分は知らなかったということに気がつかされた。情報を得るためには、現地で、そこに住む人のお話を伺うことが一番大切であると感じた。また、そのようなお話を聞くだけでも、早川氏をはじめとする住民の方にとってはうれしいとのことであった。聞き取り調査のアポイントメントをとったときから、最後浪江町に向けて出発するときまで、早川氏は一貫してお話を聞いていただけて嬉しいとおっしゃっていた。今後も、現地の住民の皆様と、積極的にお話を聞く機会を設けたいと思う。

そして、避難区域の設定が解除されたからといって、元あったコミュニティが原状復帰することはないという事実を強く実感させられた。

早川氏が、震災前と比べて、最近はご近所さん付き合いが少なくなったとおっしゃっていたときの悲しげな声は今でも思い出される。人と人とのつながりの復活がなければ、完全な復興がなされたとはいえない。しかし、そのような復興は果たして実現するのだろうか。

早川氏の話にもあったように、東日本大震災により元々地域のコミュニティに属していた人がいなくなってしまう。そして、10年以上経ち、帰還困難区域が解除された現在もほとんど戻っていない。さらに、若者が定住しないという実態もある。このままでは、地域のコミュニティが消滅してしまうように感じられた。

今後の将来に向けて、町はどうすればよいのだろうか。町の消滅を防ぐためには、人がいなくならないように誰かが動かなければならない。しかし、誰がその役割を果たすべきなのだろうか。コミュニティの復活を希望する早川氏のような人が自ら働きかける必要があるのだろうか。コミュニティに属した者自身が自ら復活させることは困難だろうか。法や行政による支援を行うことでコミュニティの復活を図ることができるのであろうか。このコミュニティの復活のために法が果たすことのできる役割について、今後とも考えていきたい。

3. 処理水差し止め訴訟 小野春雄氏

(1) 調査方法

相馬郡新地町の公民館にて、対面で聞き取り調査を行った。

(2) 聞き取り内容の要旨

小野春雄氏は福島県相馬郡新地町の漁師であり、原発事故の翌年から試験操業を余儀なくされた。試験操業とは、魚が放射能に汚染されていないかをモニタリングするため、放射能汚染を検査しつつ出荷量や種類をコントロールするという形態の漁業である。

そして2023年に、福島第一原発から処理水放出が始まる中で、小野氏は処理水放出の差し止め訴訟の原告となった。海を守るためなら、一切の躊躇いはないようだ。もっとも、小野氏のご家族は乗り気ではないようであり、また小野氏以外の漁師たちは「黙っていればよいのに」と言っているようである。小野氏曰く、漁師は国から休業補償金を受け取っているため、訴訟を起こすことで補償が停止されるのを恐れて他の漁師は何も言わないとのことだ。

小野氏が提訴に踏み切った背景として、自分たち漁師にとって海は単なる仕事場だけではなく、神聖な場所と述べた。そして、そんな大切な海を子々孫々にまで残したい、これから先も漁が出来るようにしておきたいと熱意をもって語った。

他方で、国や東電側はあまり地元住民の抱く思いについて配慮している訳ではなさそうである。小野氏は処理水放出についての公聴会に参加したことがあったが、公聴会があること自体、直接伝えられたわけではなく、新聞で知ったそうである。また、公聴会で何故海に放出しなければならないのか質問しても、納得のいく説明をする政府の委員はいなかった

印象を抱いたとのことだ。

国は処理水放出をするに当たり、現地住民への形式的な説明で終わってしまったのではないか。それ故に、現地の漁師が海に対して払う敬意を知らず知らずのうちに踏みにじる形になってしまい、訴訟提起を招いてしまったのではないだろうか。理想論なのかもしれないが、もし小野氏をはじめ漁師一人一人に納得がいてもらえるように対応していたら、結果は変わったのではないかと常々思う。

4. 福島原発事故避難者訴訟 国分富夫氏

(1) 調査方法

国分氏の自宅にて、対面で聞き取り調査を行った。

(2) プロフィール

国分氏は事故当時、南相馬市小高区に住んでいた。元々、富岡町の郵便局員をしていた。近くに原発があり朝は道が混むので、朝早く職場に行っていた。

現在は奥様の美枝子氏と相馬市に住んでおり、今年で8年目になる。

(3) 避難状況の回想

ア) 地震発生後の行動

3月11日に大地震が起きた時、怖くて家の柱にしがみついていた。地震が収まった後、家の中はぐちゃぐちゃになっていた。幸い津波の被害はなかったが、近所では屋根瓦が落ちたらしい。地震発生以前から原発に対して危機意識が強く、地震が収まったあとにテレビを見て、「原発でなにか起こる。これはダメだ、逃げよう」と思い周りの人にも危険を伝えたが、「そんなことあるかいな」と一蹴され、誰も逃げようとしなかった。翌日である12日に第一原発1号機で水素爆発が起こり、南相馬市から避難指示が出たため、知り合いを頼って会津に避難し、会津には4年間住んだ。避難当時の会津は雪が降っており、寒いところだった。

イ) 避難の過程

最初は福島市に避難しようとしたが、どこも避難者で溢れていて、避難者を受け入れる体育館もいっぱいだった。仕方なく空きのあった会津若松市の旅館に2泊するも、飼っていた犬を旅館に入れると周りから文句を言われるため、車で犬と2晩寝た。3月とはいえ寒く、ウイスキーを飲んで身体を温めた。少し状況が落ち着いた3月末から9月にかけて南会津町南郷に行き、9月から1年半ほど南相馬市原町に滞在して、小高にある家を解体した。3月末の南会津町南郷は雪が多く残っており、1mほど積もっていたと記憶している。

ウ) 南会津町での避難状況

さゆり壮(5階建て)の2部屋を家族7人(国分氏夫婦、息子、嫁、孫3人)で借りて居住していた。避難中は食事を自分たちで用意できず、支援や出されるものに頼るほかなかったが、朝昼晩と揚げ物ばかり用意され、野菜がなかったため、ほとんどの人が1

週間あるいは10日ほどで体調を崩した。ステンレスのお盆に味噌汁とご飯が分けられており、囚人かと思った。

エ) 避難生活について、国分氏の配偶者である美枝子氏に伺った

「避難所生活で良かったことなど1つもない。今こうして生きているから、避難先は良いところだったと言える。だけど、避難した当時は地獄だった。この歳になって、着の身着のまま寒いところに行って生活するなんて、想像もしていなかった。なんでこんな思いしなきゃならないんだ。良かったことなんて一つもない。5階建ての5階に住んでいたが、何回ベランダから飛び降りようかなと思ったか。小高はバラバラに避難したから友達もいない。こんな生活するなら死んだほうがいい。知らない土地で、友達もいないし」

オ) 国分氏に何が一番堪えたか聞いたところ、小高に戻れないことと述べた。

「生まれてずっと60年いたところで、そこで死ぬと思っていたから……小高に戻って元の生活に戻りたい、それしかない。それ以上はなにも望まない。でも、今小高に戻っても同年代に友達はいない、亡くなった人もいっぱいいる。」

今回の現地調査でインタビューした方からは、いずれも故郷に対する並々ならぬ思いを感じ取ったが、国分氏もその思いが強かった。

(4) 提訴について

ア) 国分氏は、東京電力に原発事故の責任を問う集団訴訟第一陣の第二次提訴から加わり、原告団の副団長を務めている。ADR（裁判外紛争解決手続）という選択肢もある中で訴訟を選択した動機は、ADRでは東電の責任を十分に追及出来ないため、裁判を起こすしかないと考えたからだ。

聞き取り調査では、「絶対取ってやる、俺たちの生活はどうするんだ！放射能が元に戻るには300年かかる。それを考えたら、俺たちの世代だけでなく、これからの次の世代にも影響がある」と述べ、何がなんでも戦い抜く強い闘志が垣間見えた。国分氏は話を続けるうちに、その顔に東電や国に対する強い怒りを滲ませこう語る。

「家財から何もかも全て失い、持ち出すことも出来なかった」

ある時、南相馬市の市議会議員が3人訪ねてきた。「とりあえず、1世帯当たり5000万要求するのが議員の役目だ」と国分氏が言うと、予想外だったのか議員は驚いていたという。

イ) 「ふるさと喪失損害」について所感を尋ねた。

何十年にわたって住み続けた故郷への想いは、年をとるにつれ強くなっている。だから、ふるさと喪失のショックは甚大だ。現に、ふるさと喪失で自殺する人もいる。東京に避難し、その後福島に戻ってきて悲惨な現状を目の当たりにして……衝撃を受けて自殺してしまった人もいる。郡山市でも、「いくら放射能が高くても、死んだらそこ（注：小高）に埋めて」と、泣きながら言っていた人もいたそうだ。

原発を推進したのは国であり、国は原発事故で広大な土地を無駄にした。だからこそ、原発事故で人生を狂わされた人たちに対して、国が一番責任をもたなければいけない。

(5) 感想

まずは、原発が水素爆発を起こしても地元の方々は避難をしなかったと聞き、驚いた。原発は安全なもの、原発は良いものとされていた、原発神話が本当にあったのだと思う。

また、あまり思い出したくないであろう、避難所生活についてのお話を詳しく聞かせていただいた。慣れない環境での生活を強いられているのに加えて、揚げ物ばかりの食事や狭い部屋など、避難所の待遇は良いものではなかった。このような環境では体調を崩して当然のように思われる。

そして、集団避難でなかったことが、さらに精神を追い込む要因となったように見受けられた。散り散りに避難したことで、小高の人々が大事にしていた「近所の繋がり」が突如消失し、その状態が今なお続いていることに対する悲しみを妻の美枝子さんはしきりに語っていた。正直、近所の繋がりがあまりない地域で育った私にとっては、共感することが難しかった。「ふるさと喪失損害」という形でコミュニティを壊されたことについても訴訟で主張されているようだが、小高での生活は経験した者にしか分からないのであるから、裁判官にこれを理解してもらうのは容易ではないと感じる。だからこそ、国分氏は相双の会を創設して避難者の想いを共有する場所を作ったのかなと推測する。

自分のバックグラウンドのみに照らし合わせて考えることなく、他の環境にも想像力を働かせて物事を考えたい。



第4章 原発事故被災地の現状 一復興の現状と次世代への教訓一

1. 原発事故と土壌

2023年9月27日に環境省福島地方環境事務所（福島市）を訪ね、聞き取り調査を行った。地方環境事務所とは環境省の地方支分部局であり、主に自然保護事務と環境対策について対応を行う機関である。結果として、環境省の職員も現地の住民も福島県を元通りに戻したいという最終目標は同じであり、共に復興に向けた強い思いを持っているとわかった。

環境省は放射能で汚染された土壌の除染作業を実施したが、汚染された土壌の除染作業が国の政策レベルで大規模に実施されるのは歴史上初めてのことである。それにもかかわらず、環境省は除染作業を効率的に計画・実行してゆき、空間線量率の低下のような一定の成果をあげている。震災が発生してからわずか10年近くで様々な知見を蓄えて除染作業を円滑に実施しているのは非常に評価すべきことと思う。

2044年度末までに福島県外で除去土壌等の最終処分を行うことが決定している。中間貯蔵施設に搬入されている除去土壌等の量は東京ドーム11杯分であり、たとえ減容化や再生利用を経たとしても、相当量の除去土壌等が最終処分に回ることになる。そのため、最終処分に至っては最終処分場の受け入れ先の住民との間で綿密な情報共有とそれに基づく合意形成を図る必要性が非常に大きい。だからこそ、環境省は積極的に除去土壌等の最終処分について情報発信をしているが、依然として合意形成とその前段階である情報共有は進展していない。例えば、2022年度に実施された環境省WEBアンケート結果によれば、除去土壌等が2044年度末までに福島県外において最終処分される旨が法律で定められていることの認知度は、福島県内でも約5割、県外では約2割というのが現状である。確かに、大きな組織を円滑に動かすには効率性を意識する必要がある一方で、ステークホルダーとの対話は必ず行わなければならない。

最終処分場の県外建設をするならば、全国の市町村で意見交換会を開催すべきであり、帰還困難区域の山林地帯への除染作業が後回しになるのなら、その理由を説明し、理解を得ようとする必要がある。また、単に一方通行で情報を伝達するのではなく、相手方の要望や思いをくみ取った上でそれに真摯に答えようとする行動を示すことが必要である。そこまでして初めて、相手も納得するであろう。究極的には人間と人間の関係なのであるから、真摯な姿勢でコミュニケーションを図ることが極めて重要である。

2. 被災地企業の復興状況と教訓

企業班では、浪江町役場産業振興課、NPO法人コーヒータイム、あぶくま信用金庫(浪江支店)、道の駅「南相馬」、株式会社鈴木酒造店、朝田木材産業株式会社へのインタビューを行った。震災から10年以上の月日が流れる中で、復興の状況や復興に対する考え方は、

各企業、そして各人によって異なっている。一方で、前に踏み出そうとする姿勢は共通している。ここでは各企業でインタビューさせていただいたことをまとめ、各企業がどのように震災に向き合ってきたのかということや、各企業の今後のビジョンを整理することで、企業と震災というテーマで1つの教訓を導きたい。

(1) 浪江町役場産業振興課

ア 浪江町の震災や復興について

産業振興課は、浪江町で行われている事業の促進、水素タウン構想など町をあげた構想の実現などを行う部署である。行政(町役場)の役割は、被災者の苦しみを少しでも和らげることにあるといえる。震災によって浪江町の人口は21,434人から2,106人に減り、震災前と比べ約9割の人口が減少したことに加え、浪江町の面積のおよそ8割が帰還困難区域となったため、世帯数は7,671世帯から1,314世帯(令和5年8月31日現在)まで減少した。現在少しずつ人口が増えているが、震災前に居住していた人たちが戻ってきているというよりは、新しく入ってくる人が多く、人口の出入りは激しい状態である。震災前は、十日市、請戸海水浴場、相馬野馬追、大堀相馬焼・大せとまつりなどで賑わっていたが、震災によって人がいなくなると、そういったこともなくなった。また、様々な場所が自然に還っていった。

震災前は今では考えられないほど駅前に住宅が密集していたが、地震発生と大津波で651戸の家屋が全壊、182人が死亡した。そして、原発事故により町内ほぼすべてに避難指示が発令されたことで救助活動が行えなくなり、助けられるはずの命も救えなかった。東京電力福島第一原子力発電所の事故についての情報は届かず、住民は高線量地域である津島地区に避難してしまった。その後、町独自の判断で全町民が町外避難し、役場機能は二本松市へと移転した。1年半で4回の移動を強いられ、全町避難指示は約6年間に及んだ。長引く避難生活による震災関連死は442人にのぼり、今なお残る帰還困難区域の全域復興については、2035年を目標に目指している。

復興に向けた動きとして、JR常磐線全線開通・道の駅なみえオープン・常磐自動車道全線開通・国内初のポケモン公園・請戸漁港再開・営農再開・こども園/小中学校開校・公営住宅整備などがある。また、浪江町周辺ランドデザイン基本計画を策定し、中心市街地の再生に向けて令和8年度事業完了を目指している。

もはや、避難していった元住人に戻ってきてもらおうとは思わない。震災とは関係なく、町としての魅力を高めることで、新しい住人を呼び込むことを目指していく。ただ、避難した元住人からみて「昔の浪江町ではなくなった」とがっかりされないように、核心理部分は変えないようにするという意識をもっている。

イ 浪江町の事業について

震度6強の揺れと15mを超える津波により、6平方キロメートルが浸水、約1,000事業所が被災し、震災後は全町民が町外に避難したことで、一時的とはいえ町内から人が消えたので、浪江町の全事業はストップした。現在は少しずつ事業者が戻ってきており、

新規参入してきた事業は、どの分野が多いということはない。基幹産業は一次産業であるが、飲食店がとて多く、原子力発電所関係のベッドタウンとしての性格が大きい。

ウ 浪江町水素タウン構想について

FH2R(福島水素エネルギー研究フィールド)は世界最大規模の水素製造フィールドであり、年間約900t(約5000世帯分)の水素を製造できるが、現在は実験段階のため年50tほどしか生産していない状態にある。水素エネルギーは発電効率が悪いため発電コストが他のエネルギーと比べて3倍ほど高く、また流通コストも高いとの点で課題があるほか、生産、流通、使用時において水素爆発等の安全性に関する懸念を払拭する必要もある。なお、水素はあくまで再生可能エネルギーの一つであり、エネルギー供給の調整に用いるものであって、水素だけでエネルギーを賄おうとするものではない。現在浪江町では水素を車両の動力源として利用することへの期待が高まっており、同町では既に水素を燃料とするバスの運行が開始されている。

エ 感想

産業振興課で水素タウン構想を主導されている、聞き取り調査に応じてくださった担当者様はお忙しいにもかかわらず、とても丁寧に、かつ詳しく色々お話してくださった。その語り口には「震災がなければ」という過去への未練はなく、むしろ新しいまちづくりにとて意欲的で、しかし一方で震災前の住民への配慮も忘れていなかった。

特に印象的だったのは、「避難していった元住民の方々に戻ってきてもらおうとは思わない。復興という意味ではなく、他の地方と同様に町の魅力を高めることで新しい住民を増やしたい。」との言葉だった。これはなんとも前向きな考えであり、地震大国日本に必要な考え方ではないかと感じた。産業振興課の取り組みはこの言葉を体現化するように、昔の町並みの復元というより新しいまちづくりとしての性格が強い。ただ、帰らないとしても避難した方も浪江町民であることに変わりなく、この方たちが浪江じゃないと思うような街づくりはだめだともおっしゃっていた。難しいまちづくりを迫られていることが分かる。しかしこれが実現したら、浪江町は被災地発展のモデルとなる。その点でとて伸びしろがあり、今後が楽しみな分野だ。

また、水素タウン構想はFH2Rをはじめ、大規模に進められており、町中には水素カーが走っている。メディアの取材が来ることもあるらしいが、産業推進課としてこれが普通を目標にしているという。メディアに取材が来ないくらい水素燃料が普及し、再生可能エネルギーの一翼として活躍するというビジョンを持っているからである。しかしあくまで水素は調整に用いるだけでメインにはならないともおっしゃっており、現実的に何が必要か突き詰めるという姿勢に感銘を受けた。

(2) NPO 法人コーヒータイム

ア 震災前後の浪江町について

震災以前の浪江町周辺は住宅や店舗が密集しており、人の往来も活発だった。元々、現在の場所から4kmほど離れた場所で精神障害者の事業所としてやっていた。大堀地区

というとても落ち着いた場所であり、最初は精神障害者を山奥に追いやっているような感じがしていたが、知った人だけで静かに過ごしたいという人も実際には多かった。震災の半年前に2号店をオープンし、利用者15人は全員浪江在住で、職員は南相馬市に住んでいる人もいた。

震災後は住宅の解体が進んでいき、震災から12年経った今も閑散としている。震災前の人付き合いは各自の避難などで著しく少なくなり、むしろ震災後に新しく浪江町に入ってきた人との付き合いが増えている。2,000人ほど人口が戻ってきたが、その内元々の住人は1,000人ほどではないか。コミュニティは密であり、車は必須である。今の浪江は下肢が不自由な人など、障害がある人の帰還が難しい状態であり、仮設住宅のリーダーをやっていたような元気な高齢者のみ戻ってきている。仙台の病院などに通っていれば浪江に住むのは難しい。

イ 震災時の様子

震災が発生した瞬間は、大した地震だとは思わなかった。時間が経つにつれ、事態が深刻であることに気付き、避難を開始した。ただ、精神障害を持つ利用者等を家族の元へ帰さなくてはならないとの使命感の下、橋本理事長が車で一人一人送って行った。ある利用者を家族の元へ帰すために利用者の家族がいる避難所へと行ったが、家族と会うことができなかったなどのすれ違いもあった。利用者を実家に送り届けることができるか、というプレッシャーがあり、送っている最中が一番精神的につらかった。最後の利用者を送り届けた時、ようやく肩の荷が下り、ほっとした。

ウ 福島第1原子力発電所への思い

被災して少し経ってから、原発が爆発したというニュースを見た。放射能汚染そして被爆の危険にさらされ、とても不安な日々が続いたこともあり、原発には良い感情はなく、東電には怒りを覚えている。

エ 感想

コーヒータイムに伺って、聞き取りの前に昼食を頂いた。その間従業員の方々の様子を見てみると、別段東京の喫茶店と異なるところはなかった。聞き取りが始まり、世間話をしているときも同様の感想を抱いた。当初、震災から12年も経っており、日常生活では震災は意識されなくなったのだと考えていた。それはそれでトラウマが薄れているということであり、良いことではないかと。しかし聞き取りが震災の記憶など核心に触れるにつれ、それは少し認識が違うことに気が付かされた。12年経った今も震災関連のお話は克明で生々しかった。昨日のこのように話すお二人は明るく気さくであったが、その心の奥にまだぬぐい切れない恐怖と不安が同居していることが察せられた。私はだいたい楽観的に考えており、自分の町が壊滅状態になった場合を想像することができなかったのである。それは単に身体の危険があったというだけにとどまらず、町が変容したり、住民などのコミュニティも消滅したりと震災後も震災の影響は及ぶということであり、厳密には今も影響は強く及んでいるということである。しかし私が感銘を受けたのは、後ろ向

きならず、震災によって新しく浪江に移り住んできた住民など新しいコミュニティがあることを肯定的にとらえていたことだ。人的原因による被害はともかく地震・津波といった自然現象への恨み言をせず、変化を受け入れようとしている姿勢は必要な力であるが、とても難しい。私は、自分の身に置き換えて考えたが、そのような力があるとは断言できない。精神的な強さを感じた。

(3) あぶくま信用金庫浪江支店

ア あぶくま信用金庫の概要

あぶくま信用金庫は、銀行などよりも地域に密着する金融機関として活動しており、金庫全体として主に福島県の浜通りを担当している。もっとも、震災後に担当地域外へ移転した企業を引き続き担当している事例もあり、福島や二本松については、金融庁から特別許可を得て営業している。

イ 震災前の状況と原発との関係

浪江町では原発の関連施設で働いている人も多く、そのおかげで潤ってきた面があることは否めない。また、地元の祭りに東電の人が参加するなど、東電と地域との関わりもあった。

ウ 震災時の状況

震災が起きたとき、現浪江支店長（調査当時）は小高支店で勤務しており、浪江支店にいた職員の多くも南相馬等に避難することになった。浪江町は帰還が難しくなり営業できなかったことから、浪江支店の機能は原ノ町に移して営業する形をとった。また、小高支店も次の日から入れなくなってしまった。電話をいただいたお客様に対して、10万円を立替えて支払うという施策を実施し、これが迅速な支援につながったと考えている。

あぶくま信用金庫自体はATMの中のお金を取られる被害には遭わなかったが、他の金融機関がそのような被害に遭っていることは報道にもあった通りである。あぶくま信用金庫でも、金庫を開けようとした形跡があり、金庫の入り口部分の修理等に費用を要した、という意味では被害を受けたといえる。

エ 震災後の状況

あぶくま信用金庫浪江支店を復活させるのに5年を要し、浪江支店の復旧にあたっては、店舗自体はそのままに、外観等を新しくして再出発した。融資先について、活発化したのは建設業であり、公共事業が不発だったところからV字回復を遂げた面があった。建設業についてはおそらく今後は需要が落ち着くことが予想され、この後について別途考える必要があるといえる。飲食業は大変であり、震災後に浪江で開店しても結局閉店に追い込まれてしまったお店もあった。しかし、ある程度経費を削減しながら継続して営業していくことが何よりも大事といえる。また、災害備蓄や炊き出しセットを支店に整備するなどして、今後の災害に備えるとともに、地域の避難場所ともなる可能性を視野に入れている。

オ 今後についての思い

震災について捉え方は様々であるが、帰ってこられない、帰ってこない人はある程度気持ちの面を割り切るしかないと考えており、新しく入ってくる人について、できるだけ早い段階から支援をしていく必要があると考えている。人手がいないという問題は深刻であり、移住者推進も必要だろう。福島国際研究教育機構（F-rei）など国の取り組みもあるので、入ってくる人を大切にしたい。

※福島国際研究教育機構（F-rei）とは、福島をはじめ東北の復興を実現するとともに、日本の科学技術力・産業競争力の強化に貢献する、世界に冠たる「創造的復興」の中核拠点として、国が2023年4月1日に設立した法人である。

カ 感想

あぶくま信用金庫浪江支店長のお話を聞いてまず思ったことは、将来の方向を向いて活動されているということである。信用金庫自体もしばらく浪江支店が営業できなかつたり、従業員の方は直接・間接問わず揺れや津波の被害を受けたりしたと伺ったが、街づくりを資金面から担って、浪江をこれからのいい街にしていきたいという強い意志が感じられた。現に、新しく浪江に入ってくる人の相談に積極的に乗りたいというお話もされていた。また、東電も震災前はイベント等で仲良くしていたとのことで、一方的に東電の社員の方を責めることはできないという複雑な気持ちも感じた。個人的には、銀行よりも相談しやすいという信用金庫の特性を生かした、地域を資金面から支える柱の1つとして、さらに浪江の復興に重要な役割を果たしていくのではないかという明るい気持ちにさせていただけのお話だった。また、国の新しい取り組みや新しく移住してこられた方に対しても柔軟な考え方をお持ちのように感じられ、もちろん震災で傷ついた方々の気持ちは汲みつつも、若い人たちを中心に新しい浪江を作っていきたいという意志を感じて、熱い気持ちになった。

(4) 道の駅「南相馬」

ア 震災後の様子と変化

震災前は頻繁であったバスの多くが減便もしくは運行停止となり、利用者は減少した。原発の事故以降、住民は町外へ避難したため人がいなくなり、道の駅は臨時休業することになった。それ以降、震災前の人口と同程度には南相馬の地元には人は戻ってきていない。子供連れの若い層が少なく、高齢者が多い。震災後、2011年5月末まで休業していた。2011年3月には津島地区等の住民の避難場所となっていたこともある。しかし、水素爆発があったことで一度南相馬から離れることになった。原発事故前は津波の被害者が多く避難してきていた。道の駅の従業員、その家族の安否確認が行われた。従業員等は新潟や群馬に避難していた。

イ 現在起きている問題

現在は人手不足が問題となっている。従業員の募集をかけても、震災前と比べて年齢層に違いがある。震災後は子育て世代の人からの就労希望が減った。震災前は20代、30代が中心だったところ、今は50代、60代が中心となっていて、かつての住民はもう戻って

こなくなっていると感じている。南相馬は原発事故後、避難指示が出た地域であるが、津波の被害などは大きくなく、インフラは震災前のものが保たれている。それにも関わらず人口は震災前のように戻らない。子育て世代が戻っていない理由は、町外に避難した際にいつ南相馬に戻ってこられるか不透明であったことから、環境を変えずに子育てを継続したいと考える若い世代が町の外に生活環境を移転させたためと考えられる。また、インフラに問題がなくとも、懇意にしていた近隣住民が戻っていないと、戻る決心ができない人が多い。そして、原発事故への不安も戻ってくるには無視することができない。震災後に南相馬へ戻り、現在も生活している人々は、今となっては放射能汚染等への恐怖心が薄らいでおり、慣れてきているところもある。しかし風評被害がある。

震災後に営業を再開するにあたっての課題は、従業員が戻ってきて、十分な労働力を確保することができるかという点。そして、出品物はあるかという点にあった。震災直後は放射能汚染により野菜の栽培、販売が困難であった。また、加工品は加工することもできなかった。そうすると、地元で生産することはできないから、お土産品等に商品は限られた。その後に放射線の基準が行政により確立されたことで、野菜なども販売できるようになり、営業は徐々に回復していった。しかし、震災前と同程度の営業は厳しく、さらにコロナの影響も受けたが、現在はコロナ前の水準に戻すことができた。

交通量が震災前のように戻らないという問題もある。仙台から南へ行く交通量は増えてきているが、南から仙台に行く交通量が増えず難しい。震災前はいわき市や茨城などの、南相馬よりも南の地域から来る客が多かった。客層の7割から8割が南相馬の住民で、特産品などが主に出ている。住民はスーパーのような感覚で利用している。

ウ 東電との関係と今の思い

南相馬にも東電の従業員が一定数おり、道の駅の復旧にも東電から手伝ってもらうことも多かった。浪江町は地域のつながり、地縁が濃いという話をよく聞いたが、南相馬では地域によって地縁の濃さが違う。商業を営んでいる地域では濃かったりする。また、近隣住民で震災前の繋がりがあったとしても、皆が戻るわけではない。ただ、復興にむけて皆一緒に協力しあって一つの方向を向いていたという意識はあった。「復興」という表現について、南相馬の市長は「復旧」という意味合いが強かった。復興のために行動する気持ちはあったが、売上が上がったということがイコール復興と捉えてしまうのは違和感があり、今の状況を「復興した」と表現することは躊躇われる。自分だけうまくいけばいいのか、と自問自答することにもなる。震災直後は、生き抜くことで必死だった。楽しくて笑顔になれる瞬間というのはなかった。そういう意味では、現在は震災前に戻りつつあるかな、と感じることもある。

エ 感想

お話を伺って率直に感じたことは、浪江と南相馬における震災のとらえ方は大きく異なるということである。浪江は避難が長期化した一方で、南相馬は小高区を除いて数カ月後には普通の生活がおくれるようになっており、浪江も南相馬も被災地だから同じだろ

うと考えていたことは大きな誤解であったと認識させられた。もちろん、南相馬においても被害を受けたり亡くなったりした方もたくさんいらっしゃるし、単純な地域比較は望ましくないとはいえる。しかし、原発の影響に関しては、多くの人々が避難してきた、小高区を除く南相馬市と避難して町民全員が町を出ざるを得なかった浪江町の間には厳然たる違いが存在することは否めない。他方で、今回の調査で浪江と南相馬において震災の捉え方が共通している部分があった。浪江町でも震災前は原発関連施設で働いている人が多く、そのおかげで潤ってきた側面があったこと、地元の祭りに東電の人が参加するなど、東電と地域との関わりもあったことが共通しており、東電に対して抱いている思いが負の感情だけではないとの共通点を見つけられた。これは、今回の調査で得た大きな成果であると考えている。

実際に現地調査を行って、南相馬のように日常が戻り、震災と区切りをつけた地域も多くなってきていることが容易に感じ取れた。だからこそ、まだ「日常」が戻っていない地域に思いを馳せ続ける必要があるし、逆に「日常」が戻っているように見える地域でも実情がどうなのかを注視し続けていく必要があるのだと改めて強く考えさせられた。

(5) 株式会社鈴木酒造店

ア 鈴木酒造店の概要

鈴木酒造店は江戸時代末期の天保年間に創業して以来浪江町で営業を続ける、浪江町の米と水にこだわり酒造りを続けてきた酒類の製造・販売業者である。浪江町で営業を継続することにこだわりがあり、山形を中心に営業しつつ浪江町での経営も管理している。

イ 震災前の状況と震災による影響

震災前の浪江町は2万人の人口があり、酒の製造業者である酒蔵は3軒あった。人口に対する酒蔵の数が比較的多く、地方都市にしては珍しい。震災前は海のすぐ近くで営業していたが、津波による被害を受け、そこでの営業の継続は断念せざるを得なかった。現在は道の駅「なみえ」に併設する施設で営業を再開している。営業再開までも紆余曲折があり、様々な工夫を重ねて現在営業するに至っている。

現在使用している施設は、酒造りをする人を募る町の公募で唯一鈴木酒造店が手を挙げたことで、利用することが可能になった。鈴木酒造店は浪江町で酒蔵を継続することにこだわりがあり、震災前に偶然、他の所に預けられていた「もろみ」を震災後の浪江町に移動させてお酒を作ることで、震災前からの鈴木酒造店を実質的に継続させることに成功した。もろみの移動は前例がなく、本来はできないことだったが、税務署が協力的であったため可能になった。保健所との交渉にも苦労があった。

震災後にまず営業再開したのは山形県の長井という地域（現：長井市周辺）だった。みんなから忘れられる前に酒造りを再開したいという思いがあった。しかし、当地域ではよそ者扱いになってしまうため、土地に馴染むまで気苦労は多かった。メディアが取り上げたことで知名度が上がり、次第に地域の子供もお店に声を掛けてくれるようになった。震災後、2011年内にお酒を販売する目標を立てたものの、時間的な余裕はなく、お酒造り

には免許の取得も必要であることから、迅速に進めることが難しかった。また、当初は金銭面でも苦労した。営業を再開してすぐは応援需要もあり、作れば売れ、作れば売れ、というような感じで好調だった。最初の1年は休みなく働く状態が続いた。

ウ 今の思い

兄は長井で営業をしたいという思いであったが、私は福島で営業することにこだわりを持っていた。そのため家族間で衝突したこともある。しかし、震災後、営業していて嬉しかったことの一つとして、長井で営業再開したときの小学生からの声かけや、玄関に「美味しかったです」とメッセージを置いていってもらったことがある。

そのような嬉しいことがあった一方で、私は震災当時、自身の足で避難を呼びかけに回ったり、家族の安否を確かめに行ったりと力を尽くしたが、それでも救えない命があったのが事実であり、そのことに今でも悔しさを覚えている。

エ 感想

とにかく強い思いを持っている方だと感じた。もともと請戸地区に酒蔵を構えていたことから自身も津波の被害を直に受け、近所に住んでいた方など全員を救うことができなかつた無念さが今でも心に強く刻まれていることがひしひしと感じられた。そして、ご自身も避難先の山形で酒蔵を開かれ、ご家族同士の意見の折衝や、周りの住民の方々に受け入れてもらえない歯がゆさ等も感じながら、それでもお酒を造り続け、ようやく数年前に浪江で酒蔵を再開できたということは、どれだけの苦労と努力をされたのだろうと感じ、胸が熱くなった。被災して容易ではない状況にありながらも、浪江で酒蔵を再開することができたということは、間違いなく強い意志があったからこそなのだと思う。

私自身も鈴木酒造店で作られたお酒を購入して帰り、自宅で飲ませていただいたところ、飲みやすくとてもおいしかった。製造過程も見学させていただいたが、随所にこだわりが見られ、震災の被害を聞くということはもちろん前提としてあるものの、加えてプロとしての素晴らしさも感じた。

(6) 朝田木材産業株式会社

ア 震災時・震災後の状況

震災前はJC青年会議所のメンバーと交流があり、震災後にも彼らには助けられた。震災後3年間は福島に戻れなかった。1年目は避難して東京におり、2年目はまた別の地域にいた。その地で事業を再開することも考えたが、すでにそこには地元の建材メーカーなどがあり、競合してしまうこともあって難しかった。3年経って、浪江に戻ってきたものの、周りに誰も住んでおらず、まずは会社の整理や片付けをするところから始まった。完全に復旧するには1年近くかかり、片付けも思うように進まなかった。また、震災前から置いてある木材は放射能の影響を受けていたことから、それらの木材を処分する必要もあり、これにも10か月ほどの時間を要した。

イ 事業の再生

上述の通り周囲に人もおらず、国の施設などは大手の建設メーカーが受注しているこ

とから、なかなか本来の業務を行うことができず、新しい丸太を入れた上で、木材のチップを作ることにした。これは紙の原料となるものである。また、建設業の許可を取って除染の手伝いをして売り上げを上げ、給料を払えるようにした。30名いた従業員も一時期5名まで減ってしまった。津島の木を伐採して売っていたが、これも原発事故の影響でできなくなり、材料をもってくる人もいなくなってしまったので、チップ以外の事業を行うことが難しい状況にあり、苦勞している。

ウ 今後の見通し

地元からなるべく人を採用したいが、人手が足りない状況が続いている。個人のお客さんもいないことはないが、できれば震災前にやっていた仕事も復活させていきたいと思っている(せつかく機械はたくさんあるのに、使わず貸し出しているものもある)。もっとも、10年以上行っていないところにいきなり売り込みに行くのも難しいので、新しい商品の開発も同時に行う予定でいる。人も増やし、事業も拡大したいと今は考えている。

エ 感想

木材が放射能の影響を受けていることは何となく予想していたが、その木材の処分がこんなにも大変なものなのかということに想像が及んでいなかったので、写真も見せていただいたりして、大変驚いた。また、浪江以外で新たに事業を展開することも難しいのだと改めて考えさせられたし、店が浪江に戻ってきても従業員が思うように戻って来られず、さらに会社の整理や片付けも大変なところがあり、原状復帰するだけでも相当の時間を要するということが本当によくわかった。

また、津島の木材という原材料が原発事故によって使えなくなったことで、できる業務が非常に狭くなり、会社のかじ取りにも難儀しているというお話も伺い、改めて原発事故や震災自体のもたらした影響の大きさに考えさせられるものがあった。従業員や原材料や人とのつながりなど、震災が壊してしまったものをどう取り戻していくか、もしくは新しくその代替となるものを作り出していくかという問題は、個人個人の問題としてはもちろんあるが、特に企業を経営していくにあたっては、直面すべき問題であると改めて認識した。

(7) 教訓

浪江町役場の産業振興課では、今までいた人が戻ってこられないことへの心苦しきや配慮はありながらも、やはりこれから入ってくる人とどうつながって新たなまちづくりを行っていくかということを考えているようにみえた。単なる「復興」を越えて、他の地域と同様に町自体の魅力を高め、新しい町を作っていくというような発想である。その一例として水素タウン構想が挙げられる。水素タウン構想はFH2R(福島水素エネルギー研究フィールド(Fukushima Hydrogen Energy Research Field))をはじめとして大規模に進められており、町中に水素カーが走っている。水素が注目されるという段階を越えて、「普通」に水素燃料が普及して再生可能エネルギーの一翼を担うところまで見据えており、これこそが新しい町の最たるものといえよう。

新しく町に入ってくる人に対する意識という意味では、あぶくま信用金庫でお話を伺ったときのことも印象に残っている。帰ってくるのが難しい方への気遣いはもちろんありながらも、これからのまちづくりをどう進めていくか、そしてそれを財政的にどう支援していけるかといった話に重点が置かれているようにみえた。飲食店であってもなかなか継続的に地域に定着しなかったり、移住者もまだまだ少なかったりといった問題があることから、行政の支援はもちろん、金融機関による財政的支援の大切さも改めて感じた。

一方で、震災前から浪江で事業を営んでいた企業は、元の場所で営業を再開するだけでも多大な労力を費やしているのが現状であるものの、それでも前を向こうとされている。コーヒータイムは震災後、浪江や二本松で再び事業所等を開業されているが、やはり移住などの問題もあり、障害のある方の帰還がなかなか進まない中で、できることをやろうとされている。鈴木酒造店は、震災後しばらくの間、山形で酒造りを続けられており、土地になじむまで様々な苦労をされつつも、最終的には地元の方々に愛される酒造店となった。それでも浪江での再営業の思いが捨てきれず、「もろみ」をうまく活用することで、数年前にようやく浪江での営業再開に至った。朝田木材産業は、木材が放射能を浴びたことで資材が使えなくなり、その処理にも追われる一方、津島の立入りができなくなったために新たな木材を調達することもままならず、営業再開までも多大な苦労を重ね、再開してからもどのような事業を行っていくかについて苦心を重ねられている。

このように、震災前から存在していた企業は、各企業が震災による様々な被害を受け、ときには土地を移動したりしながらも、最終的に浪江で業種や営業方法を工夫しながら事業を続けようと努力されている様子を知ることができた。

各企業によって震災で受けた被害や現在の復興状況は様々であり、これを一概にまとめてしまうのは乱暴な議論というほかないが、震災から10年以上が経ってもなお震災の前に戻ることは不可能であるし、その中でも各企業がそれぞれのスタンスで、形態を変えたり事業内容を工夫したりしながらも、事業を続けようと最大限の努力をされているということだけは疑いようがない事実である。震災から時間が経てば「風化」して多くの人々の記憶から薄れていってしまうものであるが、現地の人々の生活や企業の経営努力は絶え間なく続いていることを決して忘れないようにしたいと、当然のことではあるが、改めて強く感じた。

3. 原発被災自治体の保健行政

(1) 双葉町診療所・双葉町役場健康福祉課

ア 初めに

今回、我々は、双葉町診療所および双葉町役場にて、診療所の医師と双葉町役場健康福祉課にインタビューを行った。

診療所の医師は元々いわき市の耳鼻科で勤務しており、後に双葉診療所で内科の仕事をするため、いわきの総合診療科で内科の研修を受け、現在は火曜日と金曜日の週2日、双葉診療所で診療をしている。

また、今回お話を伺った双葉町役場健康福祉課に勤務する職員は、今までは農業・土木関係の仕事をしていて、今回初めて医療施設担当となった。

イ 双葉町診療所について

2017年3月28日に開所した診療所は内科の診療をしており、事務、看護師、医師それぞれ1人の3人体制で経営をしている。総患者数は2023年9月26日時点で217人であり、一日平均2.34人である。そのため、一人ひとりに対してじっくり話聞けるので、患者に寄り添った医療が提供できる。また、住宅から近い場所にある診療所は、高齢患者にとってなくてはならないものとなっている。

現時点で、1日に訪れる患者数は約二人であり、双葉町の一般会計の繰り上げによってようやく成り立っている。しかし、患者の高齢化が進んでおり、行動範囲が限られる高齢者や除染作業員など、昼間働いている人の医療の場となっているので、双葉町に欠かせない存在となっている。

基本的には、内科と外科についてのみ診療しているが、さまざまな専門医が双葉町診療所に通い、診療科目を増やしている。そして、医療の拡大の一環として、医療スタッフの充足や、遠隔治療などを導入していきたいとのことである。

ウ 双葉町

双葉町では建物解体が進んでおらず、除染の必要と相まって、インフラの充実がなされていない。そのため、今後はインフラの整備を重点に進めていく。また、企業約20社の誘致を行っており、双葉町の活性化へつなげようとしている。

復興住宅の建設は、ウクライナ戦争の影響により資材の価格が高騰し、建設が滞っている状態である。また、仮設住宅の建設後に、住宅付近で、一部において放射線濃度が高いホットスポットが見つかり、入居率が約16%に落ち込む事態もあった。そうした放射線への対策として、除染作業などのインフラ整備を第1にしていくとともに、自家栽培の野菜に対する放射線測定として、役所にて、放射線測定器を貸し出すことなどを行っている。

双葉町の復興スピードは、一般的に見て早いといえるが、両隣町の復興速度のほうが早く、スタート時期も早いため、他の町にあるものが、なぜ双葉町にはないのかとお声をいただくことがある。復興のためには、人口数がある程度必要となってくるが、長い避難生活の中で、避難先で家庭や仕事を形成し、なかなか双葉町に帰ってくるできない現状がある。それらの解決策のためにも、やはり、除染活動などのインフラを整備し、その後工業化をしていくことで、仕事先を作り、双葉町の人口を上昇させようとしている。

なお、双葉町から避難した7000世帯にタブレットを貸与し、アプリを通じて、双方向の連絡を可能にしている。子供たちへの調査で、約3分の1の子供が、ゆくゆくは、双葉町に戻りたいと回答している。

エ 東日本大震災を経て

東日本大震災の経験を経て、食料、飲料などの物資を1週間から10日分を目安に備蓄しており、建物の免震、水道設備などの充実にも力を入れている。電気は、太陽光パネルを設置し、停電に備えている。また、通常時には売電をし、財政の助けとなっている。

他方、耐用年数が10年であり交換に費用がかかること、売電の単価価格の下落、天候等により発電量が大きく変動することなどの懸念点がある。

オ 感想

訪問する前は、震災から10年以上経っており、復興が大きく進んでいるものと思っていたが、実際は2021年8月に避難指示の解除がされ、復興活動がようやく1年を迎えたばかりである。ゆえに、原発事故や東日本大震災の影響は今なお続く問題であって、これからさらに十数年単位で解決に向けていかなければならないと思うと、より関心を持って福島に関する情報を知り続けたいと考えた。

(2) 浪江町役場健康保険課

ア 概要

聞き取りに応じてくださった職員は昨年まで浪江診療所にて勤務され、今年から浪江町役場健康保険課に勤務されている方である。そのため、診療所の現場の雰囲気や浪江町の医療環境の現状などをお伺いした。

イ 受診者の数と特性

浪江診療所は、役場周辺の避難指示が2017年3月31日に解除されるのに合わせて、その数日前に開所された。当初から常駐の医師が1名おり、基本的には内科を担当しているが、簡単な外科治療(切り傷、擦り傷への対処等)も行っている。現在浪江町の居住人口は2089人(令和5年7月31日時点)だが、工事や除染作業のために浪江町に来ている作業員の方がいるため、昼間人口は数字で見えている帰還者数よりも多い。これらの作業員の方が、例えば熱中症になったり蜂に刺されたりすると、浪江診療所で診ることになる。また、住民票を浪江町に置いたまま近隣町村に住んでいる人も多い。そのため、受診者がどこから来ているかを把握することはできないし、把握してもあまり意味がない。令和5年2月1日に隣の双葉町に双葉町診療所が開所したが、浪江診療所の診療人数には影響していない。浪江診療所の診療人数は毎年右肩上がりに増えていっており、去年は1日平均で27.8人である。

ウ 浪江診療所の収支

診療収入や手数料等を含めると約1億7000万円が純粋な収入で、そこに浪江町の一般会計からの繰入金や福島県からの補助金を加えると、約3億6000万円の歳入になっている。対して、歳出が約3億2000万円だから、表面上の収支は約4000万円の黒字になっている。しかし、手数料や繰入金、補助金を除いた診療収入は約1億1000万円だから、実際には2億円程度の赤字になっている。そのため、浪江町に民間診療所を建てて診療を再開しようという方が来ないのは、収支を見るとわかりやすい。

エ 診療科目

収支としては赤字だが、診療科目としては内科・外科しかないため、診療科目が全然足りていない。今のところ、去年から東北大学病院の協力を得て、整形外科の医師を週1回派遣してもらっている。また、つい先週の9月19日に小児科の医師に来てもらい、これからは月1回のペースで来てもらう予定だ。しかし、小児科医療は大人の病気や慢性的な病気と異なり、突発的に夜に熱が出たり、咳が止まらないという事態に対応するものなので、月1回のペースでは足りない。そこで、まずはもう1人別の医師を派遣してもらって、月2回のペースに増やすことを検討している。また、もっと先の構想として、近隣の双葉町と大熊町と連携して、小児医療に特化した遠隔診療の診療所を立ち上げようと考えている。もっとも、診療にあたっての設備導入や決済手段の確保など、問題は山積みである。

オ 診療所の人手不足

2022年は人の数が足りておらず、今年(2023年)になってやっと落ち着いた。2022年は正職員の看護師が3人、事務員が1人、医師という体制で、人数的に全然足りなかった。例えば整形外科の医師が来て、常勤の医師と整形外科の医師が2人体制でやる場合、看護師は普通の診察にも立ち会う上、薬の処方も行うから、ギリギリの人数で運営していた。今は、正職員の看護師が3人と、任期付職員という形で2人、パートの看護師が1人の合計6人で、去年と比べて増えた。また、医療事務は、ニチイ学館とかの大手ですら浪江に派遣する人がいない状態だったので、事務員も人材がいなかった状態だったが、今年は合計4人いる状態になった。

去年は看護師が休む時に代わりをどうするかについて、ずっと頭を悩ませていた。そういうときには、震災のときに臨時的に二本松市内に移転して、今も残っている仮設津島診療所という町営の診療所(常勤の医師が1人と、看護師が3人、事務員が3人)から派遣してもらって対応していた。

カ 感想

浪江町の取り巻く医療のシビアな現状について、お話しいただいた。

上記に掲げた事柄以外にも、震災当時の医療とその教訓や、コロナ関係、津波被災と原発被災の違い、浪江に戻って来ていない人とのつながりなど、様々な事柄についても伺いました。双葉町と異なり、浪江の抱える医療問題は過疎地一般に共通するものへと近接しているように感じられた。

4. 原発被災地における一次産業

(1) NPO 法人 Jin・川村博氏

ア NPO 法人 Jin 概要

NPO 法人 Jin (以下、「Jin」と記載。)は、震災前の浪江町で、高齢者や障害者のデ

イサービスなどの福祉事業や野菜の栽培などを行っていたが、原発事故により避難を余儀なくされた。その後、事務所のある地域の避難指示が解除されると、浪江町に戻り、現在はトルコギキョウ等の花栽培を中心に行っている。今回の調査では、Jin の川村博氏から聞き取りを行った。

イ 聞き取り内容

本クリニックでは、過去の現地調査でも Jin を訪問して聞き取りを行っており、前回の調査は 2019 年に行われた。前回調査後、Jin は二度の洪水に見舞われ、ハウスは全滅、機械も数千万円の損害が生じ、また、2020 年初頭からのコロナ禍の中でイベント等の中止や延期が相次いだことにより、花の出荷量が減少するなどの大きな困難があったことを伺った。

他方で、Jin で栽培されたトルコギキョウが 2021 年に開催された東京オリンピックのビクトリーブーケに採用されたという、Jin にとっても、浪江町にとっても明るい出来事があったことも伺った。東京オリンピックで用いられたビクトリーブーケのうち、実に 8 割が Jin で栽培されたトルコギキョウ（約 3 万本）であったとのことである。

この出来事の背景には、川村氏が、浪江町に戻り、花栽培に取り組むにあたって、花業界のカリスマである上條信太郎氏（長野県松本市）を訪ねて同氏からトルコギキョウ栽培の指導を受け、全国トップクラスのトルコギキョウを栽培することができるようになったこと、また、二大会連続で用いられなかったビクトリーブーケを花業界や政治家も巻き込み復興の象徴として復活させたという事情があったとのことである。なお、上條氏の指導通りに花栽培ができたのは川村氏が初とのことである。

今回の調査では、川村氏の考えている今後の構想や方向性についても伺った。川村氏は、浪江町を花の産地（売上 4 億円規模）にしたいとの思いを述べられた。そのために、現在、川村氏は実践のプロとして、浪江町に 13 人（調査時点）いる花農家の指導を通して花農家の養成を行い、また、大学生とのワークショップの開催や週 2 日の休暇・サラリーマンよりも高収入などの環境づくりをすることで花栽培の担い手の呼び込みを行なっているとのことである。そして、今後の浪江町における Jin の役割として、浪江町の中で、「点でもいいから、一点の元気な地域を作っていきたい」との強い意志も述べられていた。



ウ 調査を経て

今回の調査で Jin を訪問した学生 4 名は、全員 2019 年の前回調査には参加していないことから、初めて Jin の事務所へ伺い、川村氏に聞き取り調査をさせていただいた。訪問前から、川村氏の様々な取り組みやお人柄については聞いていたが、実際に多岐にわたるお話を伺って川村氏が非常にバイタリティ溢れる方であるということ強く実感した。原発事故による避難生活という非常に困難な時期を経て、なんとか浪江の地へ戻り、花栽培という新たな取り組みがようやく軌道に乗りつつある時に、洪水による被害、コロナ禍といった困難に直面すれば常人であれば心が折れてしまっても不思議ではないにも関わらず、そのような困難を乗り越えて、遂には栽培したトルコギキョウがオリンピックという世界が注目する晴れ舞台におけるピクトリーブーケに採用されるに至ったというのは川村氏であるからこそできたことであるといえる。また、コロナ禍により東京オリンピック開催が 1 年延期されたという不測の事態においても、それをプラスに捉えて、至難の業である「オリンピック開催期間を通して良い花を供給し続ける」ということを可能にするための研究に充てたなどのエピソードも川村氏のバイタリティを感じさせる。浪江町を花の産地にするという目標に到達するための後進育成や計画策定、そして今後の浪江町の発展において川村氏がキーパーソンであることは間違いない。

他方で、同じ浪江町の中でもまだ前を向くことができていない町民や、今回調査で訪問した津島地区のように家に帰ることすらできない町民も多くいるのが現状である。同じ日に、同じ浪江町の町民として震災に遭遇し、一時は全町避難を余儀なくされたという事実がありながら、川村氏のように新たな取り組みをしながら町の将来を構想できる人、津島地区の町民のようにある意味で時間が止まってしまっている人と、年月の経過とともに町民の置かれている立場が変わりつつあることも紛れもない事実である。川村氏のようなバイタリティ溢れる方々を先頭に町の復興、発展を志向していくのと同時に、そのようなことを考える余裕がまだない方々も取り残さない包括的な復興計画が求められているといえる。そのような意味では、川村氏の、まずは Jin という一点の元気な地域を浪江町の中で作っていくという考えは問題の核心をつくものであるといえる。そして、この「点」は、多くの町民の希望ともなり得るものである。また、将来的に生じうる災害によっても同様の問題は起きうることから、浪江町だけの問題とすることなく、国民全体が常に意識すべきことであるといえる。

我々が、Jin を訪問した際には、偶然ながら就任間もない宮下一郎農林水産大臣（調査当時）も視察に訪れていた。川村氏によれば、農林水産大臣が交代するたびに、新任の大臣が視察に来るとのことである。政府には、川村氏の取り組みを復興の成功事例として学ぶとともに、将来の大災害時の復興にも生かしていただきたいと思う。大臣の視察が単なる実績づくりに利用されることなく、川村氏のマインドにも触れて復興に真に必要なものを吸収することが重要である。

(2) 有限会社柴栄水産

ア 柴栄水産の概要

有限会社柴栄水産は、明治30年の創立以来、浪江町請戸地区で水産業を営む企業である。同社で加工製造された干白魚、干シラス、干小女子（こうなご）などは、地元のみならず日本全国で愛されていた。しかし、東北地方太平洋沖地震およびそれに伴う津波によって、工場、事務所、店舗等すべての建物が全壊、また原発事故に伴う避難指示により休業を余儀なくされた。このような被害を受けながら、2020年2月22日に新工場が完成し、同年4月7日には約9年ぶりの事業再開に漕ぎつけ、現在は豊洲まで出荷をしている。なお、今回の調査では、事前のアポイントメントなく同社を急遽訪問することとなったが、お忙しいところ快く聞き取りに応じていただいたことを申し添える。

イ 請戸港と浪江町の水産業の現状

請戸はヒラメなどが有名であり、震災前の請戸港には漁船が約90艘あったが、現在は約30艘しかおらず、震災前の規模には回復していない。また、現在も試験操業の段階であり、原発の影響で請戸に戻ってきたくても戻って来られない人もいるとのことである。

震災前に浪江町で水産業を営んでいた会社は、他の地域で営業を再開するか、廃業してしまったものが多いという。そして、現在の浪江町で水産業を営む会社は、大規模なもので4社、個人事業主だと約28社とのことである。

ウ 事業再開への思い

先述の通り、震災前の浪江町で水産業を営んでいた会社の多くが、移転や廃業を余儀なくされた。柴栄水産も他の会社と同様、建物の全壊や原発事故により多くの被害を受けたが、請戸での事業再開を決めた。もちろん、「大丈夫かな」という思いもあったとのことであるが、この決断の背景には、明治30年くらいから請戸で事業をやってきた、どうせなら次の世代に繋げたいという強い思いがあったという。

エ 事業再開後の状況

2020年4月7日の事業再開と前後してコロナ禍となり、主な卸先である料亭などの飲食店関係が全て閉まってしまう、魚の価格が半額くらいになってしまうなど、事業再開1年目にしてコロナ禍の直撃を受けることになった。しかし、浪江町のふるさと納税の返礼品として鮮魚セットを出したところ、想定を超える申し込みがあり、現在は品切れ中にするほどの人気ぶりであるとのことである。現在は先述のとおり、請戸港が試験操業の段階であることから3日に1度しか漁に出られず、毎日魚が入荷されるという状況にないため、需要はあるのに手元に魚がないから売ることができないのがもどかしいと語っていた。

また、ALPS処理水の海洋放出に関しては、放出の1年前くらいから国が動いていたことから、事業に対しては特に影響はないとのことであった。

オ 感想

請戸地区は、津波による壊滅的な被害を受けた地域であり、さらに原発事故によっても大きな影響も受けた。柴栄水産も例外ではなく大きな被害を受けたが、そのような中でも、長らく事業を続けてきた請戸という地域で事業を再開されたことに、請戸という地域への愛着が強く感じられた。また、請戸で水揚げされる魚の質に対する自信と誇りも感じられた。

漁が行われ、魚が水揚げされたとしても、その魚の流通を担う業者がいなければ水産業は成り立たない。その重要な役割を果たしている柴栄水産には、大きな困難の中で、なんとしても請戸の水産業を次世代に引き継いでいくという強い意志と長年請戸に根ざしてきた企業だからこそその責任感があるのだろう。

他方で、原発事故による被害はいまだに継続をしている。震災から13年経った現在でも、請戸港では試験操業の段階にある。先述のように、請戸の鮮魚に対する確実な需要があり、また請戸の魚に対する自信があるからこそ、十分な量の魚を供給することができないことへのもどかしさの大きさは想像に難くない。

原発自体に対する賛否は別として、ひとたび原発事故が発生すれば、水産業をはじめとした一次産業に直接的かつ重大な影響が生じること、また科学的に安全が確認されたとしても風評被害がなくなるまでには長い期間を要するという事実は肝に銘ずる必要があるだろう。

5. 震災遺構等

浪江町の大半は現在も帰還困難区域に指定され、復興の目途が立っていないが、避難指示の解除された区域を中心に復興が図られていることは、2022年度復興支援クリニック報告書第2章で報告された通りである。

浪江町の現状に関し2022年度調査と大きく異なるところはなく、本年度は前年度調査を基に発展した調査を行った。

(1) 震災遺構浪江町立請戸小学校

ア 概要

本年度調査では、震災遺構である請戸小学校を訪問した。大地震・大津波に見舞われながら倒壊を免れた校舎に刻まれた脅威と、児童が全員無事に避難することのできた経験を伝えるため、請戸小学校は2021年より震災遺構として一般公開されている。

請戸小学校の概要及び意義については前年度調査により報告されているため、本年度は地震の威力と津波の脅威を軸とした報告を行う。



上部左の写真は、体育館の写真である。体育館は頑丈かつ設置物が少ないため他の部屋より安全で、地震発生時において無暗に動かないことが生存率に直結することに疑いの余地はない。しかし、大地震により体育館の床が崩落している事実を見るに、体育館といえども安全性を過信すべきではない。



車や建物、電柱を簡単に押し流す津波はその威力も強大であるが、単なる水の塊でないことを強調したい。上記の写真を見てもわかるように、散乱している瓦礫は津波により押し寄せた。展示のため整理されてはいるが、元は地区一帯に土砂などが散乱していたと推察できる。その土砂には土や砂、石だけでなく、木材片や金属片、割れたガラスなど、日常生活で使われていた物品の欠片が混在しており、津波を単なる海水の壁と捉えることはできない。津波が持つ膨大なエネルギーも危険であるが、津波に飲み込まれ粉碎され攪拌された大小様々な破片は、津波の持つエネルギーが手伝い津波に巻き込まれた人を死亡させるのに十分すぎるほどの危険性を有する。加えて、車や家、木材や鉄鋼製品、電柱等を押流しながら人が走るよりも早く迫り来る。また、巻き上げられた土砂には健康に重大な影響を与える病原菌が多く含まれ、浸水した物や津波により流されてきた土砂、ひいては津波そのものに触れることは物理的にも衛生的にも危険である。

イ 教訓

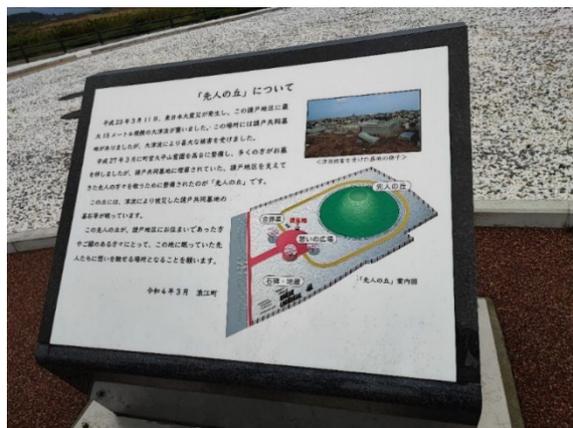
請戸地区では建物 1 階部分が飲み込まれるほどの津波に襲われた。津波は土砂や瓦礫を巻き上げた水が壁となって押し寄せるものであって、波のように即座に引くものでもない。また、圧倒的な質量で地表を押し流す津波が飲み込み共に移動している物の存在を考えるならば、泳いで逃げるとの想定も、ボートを使う想定も危険であると感じられた。津波の高さは事前に正確に把握できるものでないために、避難の時間がないなどの事情がある場合を除き、動けるときに動ける場所まで、できるだけ高い場所に逃げる必要があることを示しているだろう。

(2) 先人の丘

ア 概要

この場所は、大津波により甚大な被害を受けた請戸共同墓地の跡地である。後述する大平山霊園の整備を機に多くの住人が墓を移したものの、請戸共同墓地に埋葬されていた、請戸地区を支えてきた先人を敬うために整備された。

津波による被害を受け積まれていた墓石等が埋められており、先人への敬意と被災記憶伝承の願いが込められている。



イ 感想

震災被害からの復興は、生活再建では足りないと感じさせられた。通常の文脈が指す震災復興とはインフラの整備と土地建物の復旧であり、墓地などへは意識が向きにくいものの、地域にとって墓地が精神的に重要な地であることに疑いの余地はない。

地域の精神的な支えとなるものを整備・復旧することは、震災から復興する意気を高め、復興の拠り所としての役割を果たすと見受けられた。

(3) 大平山霊園

ア 概要

請戸共同墓地が津波による甚大な被害を受けたため高台に整備された、大平山霊園を訪れた。大平山はかつて請戸小学校の児童及び教職員を誰一人欠けさせることなく救った山として語られており、請戸地区で津波による死者が 127 名、行方不明者が 27 名に上った中で、児童の一人が登り口を知っていたからこそその結果であることは、広く知られた通りである。

請戸地区の大平山の北東部に位置し、墓地からは太平洋を望むことができる。



イ 感想

請戸小学校の児童及び教職員は、大平山に登れたからこそ無事であった。現在は沿岸部を中心に防災訓練の一環として高い場所への避難訓練が行われているが、どこが安全な高い場所であるのか、どう行けば良いのかは、訓練に参加しなければ理解の難しい面があるだろう。咄嗟の状況では平時の行動が生死を分けると理解し、防災訓練の内容を記憶することが重要であると感じられた。

6. 被災地における新たな事業

(1) ナミエシンカの聞き取りの概要

ア はじめに～聞き取り調査の概要

ナミエシンカは、「あなたと浪江でシンカする」をキーフレーズに活動している団体で

あり、起業支援を主たる事業として行っている。起業支援の一環としてメンバー制のコワーキングスペース兼イノベーション施設の提供を行っており、このコワーキングスペースの一面において、今回聞き取り調査を実施させていただいた。

イ コワーキングスペースについて

浪江駅前にナミエシンカのコワーキングスペースが並び、スペースの提供は snow peak 社製の住箱（じゅうばこ）というトレーラーを使用している。このトレーラーのデザインは建築家としても著名な隈研吾氏が行った。浪江町は農業・林業から発展した街であり、木とは切っても離せない関係にある。トレーラーの内部にも浪江町にまつわる木材を原材料としたテキスタイルがふんだんに使用され、復興とその先を自ら切り開く気概を強く感じさせられる。

このコワーキングスペースは、現地、すなわちナミエシンカのスペースにおいて利用登録をすれば誰でも利用することができ、2023年9月28日時点での利用登録者数は300人を超えた。この場所は浪江町民であるかを問わず、老若男女が様々な目的で利用することができ、東京や仙台に向かう特急ひたち号をはじめとする、電車の待ち時間などに利用できるようなスペースも設けられている。取材を行った2023年9月28日時点では、トレーラー1台を利用したカフェも開店予定であった。

（注：10月6日（金）、ナミエシンカのスペース内に「住箱カフェ浪江（Jyubako Cafe Namie）」が開店した。ナミエシンカのホームページより。）

ウ 起業家支援のイベントの実施

ナミエシンカでは、浪江町での起業を目指す人を支援するために、起業家向け講座をオンラインにおいて無料で開講しており、You Tubeでアーカイブを視聴することができる。この講座を通じて起業家として必要な知識を身に着けることができると同時に、浪江町の情報を起業家の卵に知ってもらう機会を提供する。また、実際に浪江町で起業を目指している人に個別にアドバイスも行っている。

浪江町には、えごまの生産量日本一を目指している農家をはじめとする一次産業からIT関連の起業をする人まで、さまざまな起業家が集まっている。新たに浪江町の魅力を知り、浪江町で起業をする人が増えることを目指して起業家育成講座を開講しているとのことであった。

エ まとめ～今後の展望

浪江町は一次産業で発達してきた町であるが、そこに留まらず、さまざまな産業が発達する芽のある町である。そして、その芽を育ててくれるような起業家を増やしたいという思いで、ナミエシンカは活動をしているとのことだった。

浪江駅自体は改装工事が予定されており、現在あるナミエシンカのコワーキングスペースもいずれはどこかに移動するという話があった。今後、どのような形で、新たに浪江町に移住する人を増やしていくのか注目していきたい。

(2) ナミエシンカの聞き取りの感想

浪江町がどのような町であるかを知る機会として新聞やテレビを挙げられるが、実際に浪江町でどんな事業ができるのか、そもそも、どのようにして浪江町で起業すれば成功することができるのかと問われれば、思考の道筋すら掴めない人が大多数であろう。ナミエシンカは、「浪江町をもっとよくしたい」という共通の思いをもった町と企業が協力し、浪江町で起業を望む人々を支援する。浪江町のことを考え日々行動しているナミエシンカの方々からお話を伺えたことで、本年度調査では浪江町についてよりよく知ることができた。

聞き取り調査に臨むにあたり、浪江町にどんな産業があるのか判然としていなかった。「なみえ焼そば」や「大堀焼」のような単語だけ断片的に把握していたが、浪江町では具体的に何ができるのか、ほとんど知らなかった。しかし、ナミエシンカの方々からは、浪江町には、さまざまな産業の芽があるということを教えていただいた。そして、そのどれもが面白い、もっと知りたいと思うことができるようなものだった。

浪江町が秘めている可能性を広げる存在は、私ではないかもしれない。しかし、そんな私であっても、他の人に浪江町の実情を伝えることで、浪江町で起業したいと思う人に浪江町の良さを届けたい。多くの人にこのような浪江町の面白さをぜひ知ってほしい、知ってもらえる機会を提供したいと思った。

また、数年後、数十年後、浪江町が震災前とは全く違う存在になっているのではないかと思わされる。今後も、浪江町がどうなっているか、どんな新しい起業家が活躍しているかを調査したい。そのためにも、再び浪江町を訪れたいと思う。

ナミエシンカを訪れて、復興には誰かが旗揚げのきっかけを作ることが重要であることを学んだ。揚がった旗の下に集まる人々の手によってコミュニティが新たな道へと進んでいる。しかし、それが、本当に従前のコミュニティに属した人にとっても役立つものか、そして、取り残されてしまう人がいないのかを今後も考えてゆきたい。

第5章 帰還困難区域（浪江町津島地区）

1. 調査概要

（津島地区調査の行程表について、以下、原告団提供の行程表を引用する。）

日時 令和5年9月28日(木)

案内者 福島原発事故津島被害者原告団2名（団長・今野秀則、会計・三瓶春江）

参加者 14名/合計16名

○活性化センター待ち合わせ 9:30(9時頃なみえを出る)

○案内 9:30～15:00 注 [] 部は帰還困難区域(拠点区域外)

9:30 活性化センター(説明、防護服着用など)

→10:00(帰還困難区域)羽附 NO.21 入・出 10:20 →

→10:25(拠点区域)上津島(旧道 大高木・寺田・町前)10:45

→10:55 津島稲荷神社 11:10 →

→11:20 下津島(旧道)役場支所・診療所・小学校 11:55 →

→12:00 昼食(今野(秀)宅)13:00 →

→13:10(帰還困難区域)NO.36 入 小阿久登 NO.43 出 13:30→

→13:40(帰還困難区域)上冷田 13:55 →14:05 高橋養鶏所 14:20→

→14:25(拠点区域)長安寺 14:35 →14:40 三瓶(春)宅 14:55 →15:00 今野(秀)宅

○懇談 15:00～16:30(今野(秀)宅)

2. 参加学生の感想

(1) 感想1

ア 被災地域の現状

何の前触れもなく生まれ育った地を、共に育ち過ごした人を一斉に失うことは、何に例えることができないほど辛く悲しい。故郷とは心の拠り所として存在し、通常無条件に自己を受容しそこに在ることを許容する。数えきれないほど多くの思いが喪われた悲痛を表現する言葉は存在し得ず、その感情は当事者であっても正しく把握することができるに限らない。その全てを理解したと語るのは傲慢であり、不遜であるが、以下では津島地区を中心とした被災地域の現状について述べる。

まず、今回の調査を経て、津島地区の復興への道のりは通常の大規模震災と比べ著しく複雑であると感じた。もちろん原発事故の影響もあるが、避難生活の長期化が今後起こる大規模災害への教訓を示しているように思われる。その理由は、1 土地利用の困難性、2

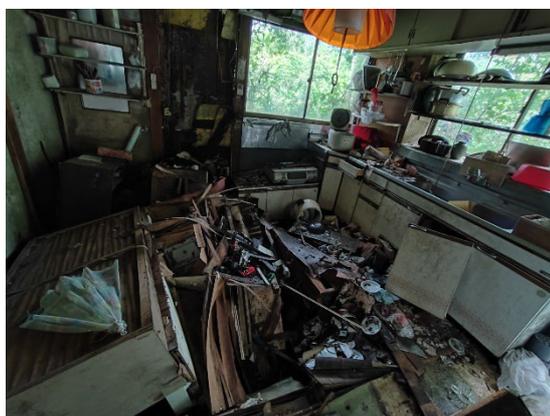
住民帰還の困難性に大別できると考えた。

(ア) 土地利用の困難性

津島地区の大半は帰還困難区域に指定され、今でもその立ち入りは厳格な制限に服している。人の居住圏内は除染が進められているものの、山林の除染は実質的に達成困難であろう。また、除染済みの区域であっても雨や自然災害により山林から流れ出た未除染の物質による再汚染の危険に晒され、更には水源地の汚染により河川を利用することも困難を伴っている。復興の柱となる農業を見ても、作物の生育に必須の栄養を豊富に含んだ微生物などがバイオームを形成している土壌について、除染のためその大部分を剥がざるを得ず、再び農地として使うには開墾と同等の長期間かつ多大な労力を有する可能性が非常に高い。



上記左の写真は、畑として使用されていたものの、草刈りが間に合わず雑草が伸びきり森へと還りつつある土地であり、右の写真はビニールハウスが置かれていた土地である。除染が完了した農地であっても手入れが行き届かなければ時間の経過と共に手が付けられなくなり、耕作が放棄されれば次第に農地は登記簿上の地目でしかなくなる。避難先から一時的に津島地区へ戻り住居や田畑の管理を満足に行うことは難しく、故に公費の補助を受けられる期間内に建物の撤去を選択することが非常に多い。



また、獣害にも目を向ける必要がある。原発事故に伴い人が津島地区から一斉に避難したことに乗じて、動物が人里に侵入し、人の生活圏を大きく荒らした。里山は人と動物の居住圏の境界を担う場所であったが、現在その棲み分けは崩壊しており、土地を利用するには除染がされていない箇所から訪れる動物への対処も検討しなければならない。しかしながら、獣害は津島地区や近隣地区の動物を全滅させれば済むような単純な問題でなく、更なる調査と議論が必要であろう。

(イ) 住民帰還の困難性

津島地区の大部分が帰還困難区域に指定され、高い放射線量から未だに封鎖が続けられている状況は、時間の経過と共に帰還を阻む負担を刻一刻と高めてもいる。

土地の利用に大幅な制限が生じたことによる帰還の困難性、所有者の所在も分からず維持管理されていない不動産が近隣にある状況では、自己の不動産のみを維持管理してもその効用を得られないこと、山林、河川、地下水を利用できない中で生活用品を取り扱う店舗が近隣に存在せず生活の維持に困難が生じていることなど、物理的に帰還を阻む要因は多々あるが、地域コミュニティーの消失は軽視できる要素でない。

地域社会とは、土地に集まる人が相互に関わることによって成立する。その形態や濃度は地域により様々であるが、義務教育や地域の催し、日常生活などでの他人との関わりは、自己がその地の住人であると認識させると同時に、自己をその地に足を付けて生活させるものといえよう。つまり、地域社会とは、その住民の数だけ、自分が日常的に見知った人の範囲を重ね合わせた社会集団である。言い換えるのであれば、同じ土地でも、互いに自分が知らない人しか存在しないのであれば、それは他人が一地域に点在している状況でしかない。

津島地区の大部分が今もなお安全性の観点より居住を禁止されている状況が続き、震災前の人間関係は物理的に断ち切られた。その時間が長ければ長いほど回復は困難であり、現に若年層を中心に、避難先で職場を得たり避難先を生活の本拠地としたりするなど、帰らない選択が広まった。帰れない住民もいる中で帰らないことを選択した元住民も数多く、そのような状態で一人津島に戻っても、震災前の日常を送ることなど不可能である。帰れない・帰らない連鎖は産業の基盤を形作ることを阻害し、職を得るにも生活基盤を整えるにも困難が生じ経済基盤を整える下地が地盤から崩落している現状は、互いに連関して住民の帰還を妨げている。

戻ってもかつて見知った住民の大部分に会うことが叶わず、戻らずとも慣れ親しんだ地域の景観や人の活動は二度と帰らず、津島地区での居住経験が長いほど、その絶望と苦悩は計り知れない。新しい生活は楔となって時間が経過するほど帰還を阻み、新しく生まれた世代の多くは親の生まれ育った地を知らぬまま育ち、さらに次の世代、その先の世代の多くは津島を知らずに育つ。

結論として、避難指示が解除された被災地において人が戻らないのは、インフラや就業場所等の生活及び商業基盤が復旧していないからであることに加え、避難生活が長

期化したことにより、生活の場を避難先に移さざるを得ないことにも原因がある。現状被災地の多くは戻ったところで就業場所が限られ、戻る知人も商業施設も少ないからこそ人が戻らず、人がいないから商業施設も増えないとの悪循環に陥っている。単に商業施設を増やしたところで需要が増えるわけでもなく、人が戻ったところで経済基盤が復旧していない現状では生活を維持できず、この循環は容易に断ち切れるものでもない。新たに一次産業から復興を始めようとしても、農作物に必要な栄養と微生物が最も集まる土の層は除染作業により必要的に除去されており、農地の復旧には開墾と同じ労力が要求される。

このような現状では、被災地の復興は過去に類を見ないほど長期化し、かつ復興への道のりも著しく複雑となるように思われた。

イ 被災地域の将来

震災から10年以上が経過してもなお復興の目途すら立たず、試験的な運用により将来を模索している現状を見るに、震災前の状態を到達点とする復興はおよそ不可能であろう。しかし、被災地が永遠に被災地のままであるとは考えられず、また永遠に被災地のままであることを許容されるべきではない。

棚塩産業団地やJIN、街づくりに応用できる水素の研究など、現在被災地域は新たな復興の形を模索している。戦争により焦土と化した東京が形を変えて復興し発展を遂げたように、一度すべてが失われたからこそ可能な復興・発展の道が必ず存在しているだろう。再開発をしようにも土地が放棄されながら土地所有権が放棄されていない地が多くあり、権利関係の問題で再開発が阻害されているとの現状がある。確かに行政権の行使主体が正当な補償を対価に個人の土地所有権を制限・喪失させる土地収用の制度はあるが、対象の事業が法定されているため、震災復興の手段として使い勝手が非常に悪く、かつ大規模災害からの復興手段として予定されているものでもない。加えて、大規模災害が発生し復興の必要性が生じたら直ちに強制的に個人の財産である土地所有権を制約し、又は剥奪して良いと考えることは、暴論が過ぎる。

現在の被災地域では、「個人の権利保護」と復興目的を理由とする過去類を見ないほど広範な「権利制限の必要性」が衝突しており、今なお議論が続く分野でもある。どのような場合にどのような要件で行政権の行使主体に個人の権利を制限する権限を認めるかは、立法府の議論により定まることを原則とする以上、個別具体的な法律上の紛争に対して法を解釈適用し紛争の解決を図る司法府が新たな解釈により抽象的に存在するこの問題の解決を図ろうとするのには無理があり、立法府により新たな法制度が制定されることを期待すべきであろう。

被災地域は、長期的に見れば必ず何らかの形を取り戻す。しかし、それは震災前の状況と劇的に変わることを避けられない。被災地域の将来は現段階で予想もできず、住人がどのような選択をして新たな街を形作るか、今後も注視したい。

ウ 調査を通じて得た思い

帰還を阻む要因は相互に連鎖しており、しかし手をこまねていれば、特に帰還困難区域を中心とし、被災地域そのものが地図上の存在になるであろう。言葉を選ばずに述べれば、特に津島地区は急激に進んだ過疎地域の行きつく先を示した。何ができるかを探り実行することには意味があり、先例となる取り組みを調査し記録することも、今後の課題としたい。

また、震災から10年が経ってもなお津島地区の大部分は帰還困難区域として指定され続けているままであり、津島地区を筆頭とした被災地域での生活再建の見通しも、ましてや復興の見通しも建てられる状況にない。記憶が風化し過去の事象と化した風潮がある中で、東日本大震災を過ぎた悲劇と捨てることは、歴史に学ばぬ者と同じ末路を望むに他ならないと思われる。

(2) 感想2

昨年に引き続き、津島地区へ入ったが、目にみえる大きな変化は、家屋の解体が進んでいることであった。今年は、長期に及ぶ避難生活により荒れ果ててしまっている三瓶春江さん宅に立ち入らせていただき、原発事故前、ここで家族の幸せな生活が営まれていたこと、今後思い出の詰まった家を解体するという決断をせざるを得ないかもしれないとの悲痛な声も伺った。津島地区では12年以上に及ぶ住民の避難生活によって、多くの家屋が荒れ果てており、除染がされ生活できる環境が整い津島へ帰ることができる日が来たとしても、これらの家屋を元通り住める状態にすることは現実的でないこと、また解体せずに残したとしても将来的には子や孫の迷惑になってしまうなどの事情から泣く泣く自分の代で家屋を解体している厳しい現実と直面した。津島地区にある家屋は何世代も住み続けている家や、3世代以上住むことのできる大きな家が多く、原発事故さえなければ今でも賑やかな幸せな生活を送ることができたことを考えると、原発事故が津島の住民から奪ったものの大きさに憤りを感じた。

また、つしま活性化センターの横には真新しい建物が立っていた。津島訪問後調べると、今年完成した10戸の「津島住宅団地」であり、昨年に比べると復興が進展しているようにも見える。もっとも、これは津島地区のわずか1.6%にすぎない拠点区域内の話である。依然として、大部分を占める拠点区域外の光景は昨年とほとんど変わらず、本当の意味で津島の復興が進んでいるのかは疑問であった。

津島地区には、現代の都市で暮らす人にとってあまり馴染みのない密接なコミュニティが存在した。このようなコミュニティは地方に行けばまだまだ存在するであろうが、個人化が進んだ現代では、そのようなコミュニティを好まない人間も多いと言える。そのような人間にとって津島地区の住民が被った被害、喪失感を、メディアを通じた情報や文字情報で理解することは難しいかもしれない。ただ、実際に現地へ行き、住民の悲痛な声に耳を傾ければ津島が住民にとっていかなる場所であり、住民がどのような想いを持っているのか少なからず理解できるはずであり、津島被害者訴訟の審理過程で仙台高裁の裁判官が津島地区に足を運んだのは意味があるといえる。

3. 学生による座談会 ～避難住民の「問い」に法曹を目指す我々はどう答えるか～

(※学生の回答は、個人を特定しない形で記載します。)

Q1 津島地域での聞き取りでは、「ふるさと」がどれほど大切な存在であるか、裁判官が理解してくれないと強く訴えかける場面があった。ふるさと喪失は具体的な損害として金銭的に評価することが難しく、また、ふるさと喪失を理由とする損害の発生を示す法律構成も難しい。このような難しい問題に対して、法律家、特に弁護士はどう対応すべきと考えるか

A1 津島地域での聞き取りにおいて、「最後の頼み綱である裁判官が助けてくれない。ふるさとを失った私たちの苦痛を理解しようともしてくれない」と強く訴えかける場面があった。原則論を述べるのであれば、ふるさと喪失という金銭的評価も法律構成も困難な漠然とした問題について、裁判官が原告に配慮を示せば当事者の一方に肩入れすることとなりかねず、また、中立公平な観点から当事者の言い分を吟味し判断することを職務とする裁判官の判断につき公平性が問題となりかねない。従って、この問題については心情と立場を分けることが法的に要請される裁判官の対応を非難すべきでなく、依頼者の声を法的に構成する弁護士の側から対応を考えることが必要と思われる。

津島地域での聞き取りにおいて、「私たちの気持ちを理解してほしい」との発言や、これを想起させる発言が頻繁にあった。同時に津島原発訴訟を長年委任する担当弁護士への感謝の言葉も多くあり、弁護士とは訴訟で勝利することだけでなく、依頼者の立場や心情に寄り添うことも重大な職務であると認識させられた。確かに相手の気持ちを完全に理解することはできないが、依頼者の気持ちを受け止め、理解しようとする努力することが、依頼者にとっての最良な結果を提供することに繋がるだろう。

訴訟とは交渉手段の一つであり、訴訟における代理人は原則として弁護士に限られている。これは訴訟が法に則って運用されている関係上、法の専門家たる弁護士に代理権を限定することで、依頼者が法に従った主張をし、主張そのものについて判断を受けることを制度的に保障しているとの側面がある。故に、ふるさと喪失損害についても、損害や不法行為の立証を道義ではなく法律に従い為す必要がある。

確かに、事件当事者の生の声を裁判官に直接届けたところで心情に訴えかける効果しかなく、一方で、当事者が裁判所に自らの思いを知って受け止めてほしいと切望しているのに、一切その機会を与えず法律上の議論のみを尽くして審理を終結させることは、本当の意味での事件の解決にならないであろう。今年度行った実地調査における原発関連訴訟の原告への聞き取りにおいても、その多くが自らの悲痛が伝わっておらず、また理解しようともしてくれないから、やむにやまれず訴訟を提起したとの趣旨の発言があり、国等に対して自らの話を聞かせどうしようもない悲痛を理解してもらうことを、時に勝訴よりも重要と語る場面があったことが共通していた。

この共通する聞き取り内容を手掛かりに、本年度実地調査において、原告の思いを裁判上意味のある行為として裁判所に届けることが必要であると理解した。その方策の一つとして、当事者の声を補強証拠として使うことを考える。確かに当事者の思いをそのまま裁判官に伝えたところで裁判上何の意味もないことを想定できるが、損害が発生したという法律上の主張について、その損害がいかに甚大なものであるか、相手方の行った加害行為がいかに重大なものであるかについて、これを当事者の生の声をもって証拠とすることは裁判上意味がある。弁護士は法律の専門家であり当事者の思いを法律論として構成する者である一方で、民事事件の本質的な解決には当事者の納得を要する。当事者の納得を得るためには当事者が裁判上意味のある行為として自らの思いを伝え、これが裁判官に裁判上意味のある行為として受け止め判決に反映されることが必要であり、この陳述を裁判上意味のある行為にさせることこそが、法律家たる弁護士の職務といえるだろう。

Q2 過疎の進むコミュニティの展望をどう考える？

A2 学生 A

特に長期間帰還困難区域に指定された地域は、過疎化が進んで住民が消失した地域と現状が似ており、過疎化の行きつく先を示したといえるだろう。しかしながら、通常の過疎化は徐々に長い時間をかけて進むのに対し、長期間帰還困難区域に指定された地域は過疎を強制させられたとの点で違いがあり、この差異は軽微なものでない。人の恒常的な流出を止めるのではなく、人の流入を増やすことで過疎を改善する必要がある地域のコミュニティの未来は、人口の増加と産業の創設・育成の魅力を示せるかが鍵となると考えられる。企業にしても個人にしても、その地に魅力がなければ実際に拠点を構えることは難しく、投資先として魅力がなければ産業に資本を投下することも土地利用のため資本を投下することも期待できない。大都市及びその近郊を除いて日本全国の地域コミュニティが地域経済と共に緩やかに衰退している現状で自助努力には限界があり、投資の喚起と土地の再開発が必要となっている。

産業は金と人と物があって初めて成立しうるものであるからして、何かが不足していれば期待する結果は生じ得ない。一方で、これらは相互に関連しているために、何かをしようとすれば何かが足りないと論が循環してしまう。歴史を紐解けば、開墾した土地を今後ともその土地を保有する意思のある開墾者に与えることで未開地へ赴くインセンティブを与えて人を集め、実際に開墾地へ赴いた者たちが自給自足の生活をしながらコミュニティを形成して徐々に集落、当時の街にまで発展させていたが、令和の時代にこのような制度を復活させて地域経済やコミュニティの再生を図ることは時代錯誤であろう。

また、単に人口が増えれば良いとの問題でもなく、この点がコミュニティの復活・維持の難しさでもある。例えば現在被災地域は復興を目指し新たな住民を迎え入れようと様々な施策を考案しているが、被災地域の現状及び文化を理解しようともせずに移住をする者が現れれば住民と対立することは目に見えている。コミュニティ作りには共通の思いや感情

が必要であるところ、この点に相違があれば分断され対立するコミュニティが形成されてしまい、復興や発展が著しく阻害されてしまう。これは他の過疎が進む地域でも同様であり、大切にされてきた伝統や価値観をどう時代の変化に対応させるか、または維持しながら魅力を発信していくかが重要になると考えられる。

A2 学生 B

今年の初めに起こった能登半島地震でも山奥の一軒家の住民ほど救助部隊の到着が遅れ、救命出来なかったというニュースを聞く。日本の山間部の特徴として、一軒ごとにバラバラに住居が存在するという特徴があり、こうした居住実態が一因と言える。しかし、少子高齢化に伴う人口減少が著しい日本社会において、インフラへのアクセスを考えた際にはこの居住実態を維持し続けることは困難に思う。

前提として、今のように日本の山間部の隅々まで電気やガス、交通機関等のインフラが整備されたのは高度経済成長期である。その頃は全国的に人口増加の傾向が見られており、それに呼応してインフラを日本の隅々まで整備することは妥当な判断であった。ところが現代では、大都市部を除いて人口減少が深刻化しており、インフラを維持する担い手も予算も十分に確保するのは困難といえる。つまり、人里離れた山間部にこのまま居住し続けても、その住民はインフラを十分に享受出来ないおそれがある。特に地震のような自然災害においては救助部隊が山間部の住居に向かうまで長時間を要することとなる。

そこで私はシャッター商店街の再生を現状目指すべき目標と位置付ける。シャッター商店街は廃れる前は賑わっていたが、その賑わいを支えたのはある程度まとまった人口が存在したこと、インフラや都市部へのアクセスが容易なことにある。確かに大規模小売店法の改正により郊外型の大規模店舗の設置が緩和されたことに起因して、地域の中心の一つであった商店街に深刻な影響が及んだ。しかし、大規模小売店と比べ商店街は地域のコミュニティを維持形成した側面があり、地域コミュニティが消失した今こそ、商店街を復活させる必要があるだろう。

聞き取り調査では、ほぼ全員が地元で強い愛着を持つことを誇り、地域の構成員として強く繋がっていたことを懐かしんでいた。商店街を作るために山間部に住む住人を無理に移住させることは酷であり、また本末転倒でもある。まずは商業・地域交流の基盤の一つとして商店街を復旧させて品揃えの良さ・気軽な交流会の開催等を訴求し人を集め、新しく構築されることが期待できるコミュニティの一員として山間部に住む人たちをも受け入れること、商店街を第二の所属コミュニティとし緩やかに商店街付近へ住民を集めることが、シャッター街の再生および災害時における迅速な救助部隊の到着へと繋がると考える。

A2 学生 C

原発事故により住民が避難をした多くの地域においては、避難指示が解除された後も住民が戻らなかつたり、特に若い世代の帰還が進まなかつたりといった問題により、過疎化は急速に進んでいる。もっとも、山間部などをはじめとして、過疎化は日本の地方における現代的問題でもあり、冷酷な現実ではあるが、おそらくは、津島地区も含めて、過疎化や廃村

のスピードが原発事故により数年あるいは数十年早まることになったに過ぎないのであろう。地方の過疎化が現代の日本の潮流であることは、その是非は別として、紛れもない事実である。

過疎化の進む地域を維持することは、コスト上不合理である。ただし、そこに住み続けることを希望する人が存在する限り、コスト上不合理であるからといって切り捨てるというのは極論である。もっとも、今後の明るい展望が描けないにも関わらず、コストを投入し続けることにも広範な国民の理解が得られるかは怪しい。過疎化地域の今後をどう考えるかについて、現時点では明確な答えを出せないのが現実であり今後の検討課題でもある。

他面において、日本の昔ながらの濃密な近所付き合いのようなものを、価値観が多様化し、個人化が進む現代の日本人、特にその傾向が顕著な若者が好まないという現実もあるといえる。過疎化の進む地域の今後を考える上では、高齢者が前世代から引き継ぎ、また愛してきた濃密な人間関係が、若者の嫌悪の対象ともなりうることも念頭におく必要がある。

第6章 おわりに―復興支援クリニックの意義と役割―

復興支援クリニックは、法曹養成制度の中核として誕生した法科大学院による社会貢献であり、同時に、法科大学院の教育活動の一環である。

法科大学院制度の変更の結果、現在の早稲田大学法科大学院では、学生の大半を占める2年コースの学生(法学既修者)の多くは、入学後、1年3カ月で、3年生に在学中に司法試験を受験する。そのために、2年次のカリキュラムは著しく忙しいものとなっており、夏休み・春休みの期間を除くと、学生同士が定期的に会合すること自体、困難な状況が生まれている。多くの学生は、司法試験科目が詰め込まれた授業とそのため予習・復習に加えて、アカデミック・アドバイザーの個別指導などにより週末まで予定が埋まってしまうため、本クリニックに参加した学生についても、学期中は全員が集まれる時間帯を見つけること自体が難しくなっているからである。2023年度のクリニックに参加した学生らは、そのような困難の中で、福島での現地調査に参加していることを理解してほしい。しかし、法科大学院に入学した法曹を志望する学生は、司法試験に合格することだけを目的としているわけではない。司法試験はあくまで通過点でしかなく、学生は法曹として、広く社会で活躍することを目指している。そうであれば、法科大学院が司法試験予備校ではなく法曹養成機関である以上、法曹としての在り方を考える機会を学生に提供することは、全ての法科大学院の責務である。他方、少なからぬ法科大学院生が、司法試験準備とともに法曹としての将来を模索する機会を求めていることも事実である。復興支援クリニックは、正規の科目ではなく、教員・学生の自主的な活動でしかない。それにも係わらず、2016年の開始以来、既に9年間の歴史を有し、参加した学生総数は優に100名を超え(その多くは、既に全国各地で法曹として活躍している)、2023年度も約15名の学生が参加した。この事実は、この種の活動が学生から求められていることを証明している。

災害支援クリニックそれ自体の福島復興支援に果たしてきた役割は微々たるものである。しかし、クリニックに参加した学生諸君が、将来、法曹として日本社会の様々な場面で活躍されれば、その意義は小さいものではないと言えるかもしれない。クリニックに対する評価は、まさに参加した学生諸君の将来にかかっている。

末筆ながら、お忙しい中、貴重な時間を割いて、2023年度の現地調査に快く協力して頂いた、福島県浜通りの皆様に深く感謝申し上げる次第である。

以上

早稲田大学東日本大震災復興支援法務プロジェクト / 震災復興支援クリニック

代表：早稲田大学大学院法務研究科 教授 須網隆夫

〒169-8050 東京都新宿区西早稲田 1-6-1

TEL：03-5286-3824 FAX：03-5286-1720 E-mail：suamilaw@waseda.jp

【2023 年度現地調査参加者】

早稲田大学法学学術院教授 須網隆夫

早稲田大学政治経済学術院准教授 下川哲

弁護士法人早稲田大学リーガルクリニック 弁護士 大塚正之

早稲田大学大学院法務研究科修了生 籠大樹

早稲田大学大学院法務研究科3年生 小林慶吾 田島忠幸 吉田優作

早稲田大学大学院法務研究科2年生 浅黄颯太 菅野諒 小濱聖菜 高井梨帆 谷口雄太
日根圭亮 横谷純一

早稲田大学大学院法務研究科1年生 糸部萌子 角圭悟 吉岡泰志

【報告書編集委員】 須網隆夫 小林慶吾 田島忠幸 吉田優作 谷口雄太 吉岡泰志

【調査協力者一覧】

金井直子氏、早川千枝子氏、小野春雄氏、国分富夫氏、双葉町役場健康保険課、双葉町診療所、環境省福島地方環境事務所広報、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）、浪江町役場産業振興課、NPO 法人コーヒータイム、あぶくま信用金庫浪江支店、株式会社鈴木酒造、朝田木材産業株式会社、道の駅「南相馬」、ナミエシンカ、浪江町役場健康保険課、NPO 法人 JIn、有限会社柴栄水産、震災遺構浪江町立請戸小学校、広田法律事務所、まちづくりなみえ、いこいの村なみえ（順不同）

